

八戸市過疎地域持続的発展計画

(令和3年4月～令和9年3月)

令和3年12月策定

令和4年12月変更

八 戸 市

八戸市過疎地域持続的発展計画 目次

第1 基本的な事項

1 南郷地域の概況	1
2 人口及び産業の推移と動向	8
3 行財政の状況	10
4 地域の持続的発展の基本方針	14
5 地域の持続的発展のための基本目標	18
6 計画の達成状況の評価に関する事項	19
7 計画期間	19
8 公共施設等総合管理計画との整合	19

第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1 現況と問題点	20
2 その対策	20

第3 産業の振興

1 現況と問題点	21
2 その対策	24
3 事業計画	25
4 産業振興促進事項	27
5 公共施設等総合管理計画等との整合	27

第4 地域における情報化

1 現況と問題点	28
2 その対策	28

第5 交通施設の整備、交通手段の確保

1 現況と問題点	29
2 その対策	30
3 事業計画	31
4 公共施設等総合管理計画等との整合	33

第 6 生活環境の整備	
1 現況と問題点	34
2 その対策	35
3 事業計画	36
4 公共施設等総合管理計画等との整合	36
第 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
1 現況と問題点	37
2 その対策	38
3 事業計画	38
4 公共施設等総合管理計画等との整合	39
第 8 医療の確保	
1 現況と問題点	39
2 その対策	39
3 事業計画	40
4 公共施設等総合管理計画等との整合	40
第 9 教育の振興	
1 現況と問題点	41
2 その対策	41
3 事業計画	42
4 公共施設等総合管理計画等との整合	43
第 10 集落の整備	
1 現況と問題点	44
2 その対策	44
第 11 地域文化の振興等	
1 現況と問題点	44
2 その対策	44
3 事業計画	45
4 公共施設等総合管理計画等との整合	45
事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分	46

第 1 基本的な事項

1 南郷地域の概況

(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 自然的条件

ア 位置

八戸市は東経 141° 30'、北緯 40° 30'、本州の北端である青森県の南東部に位置し、太平洋に面しています。当市の南方は岩手県境で、北方は十和田湖から流れる奥入瀬川が境界となっています。

南郷地域は、当市の南端にあって岩手県（軽米町）と接する県境の地域であり、東は階上町、西は南部町と隣接しています。

イ 地勢

当市の総面積は 305.56 km²で地勢はおおむね平坦ですが、南方は台地・丘陵地を形成しています。海岸線は、蕪島を境にして北側は産業集積の進んだ漁港及び港湾として整備されています。一方、蕪島から南東約 12km に伸びる海岸線は、三陸復興国立公園の北の玄関口となっています。

当地域は面積 91.13 km²で、当市の約 30%にあたります。標高 200m～250m の丘陵が波状に起伏した地形で、地域のほぼ中央を新井田川が流れ、その流域に集落や農地が形成されています。

■ 南郷地域の位置図（概略図） ■



ウ 気象

当市の気候は太平洋側気候であり、やませ（冷たい北東風）の影響を受け夏は冷涼で、冬は晴天が多く乾燥しています。また、東北地方北部に位置していますが、降雪量が少ないのが特徴です。令和2年の平均気温 11.3℃、最高気温 35.5℃、降水量 1,229.0 mm、夏は北東あるいは東からの海風が多く、冬は西南西又は西からの陸風が多くなっています。

年間降水量は過去5年平均で 1,024 mm程度であり、降雪期は11月下旬から4月上旬の約5か月間ですが、積雪は多い時でも 26 cm前後で県内でも雪の少ない地域です。

エ 地質

当市を流れる馬淵川及び新井田川の流域は、肥沃な沖積層の耕地ですが、他の地域は上層が火山灰の黒ぼく土壌で、下層はゴロタと称される酸性が強く、リン酸吸収係数が高い痩せた土壌です。

② 歴史的条件

八戸地方には、国の史跡に指定されている是川遺跡や長七谷地貝塚など、数多くの縄文時代の遺跡が残されています。縄文時代を代表する芸術性の高い文化遺産が多数存在し、古くから、高い文化をもった人々の生活があったことが明らかになっています。また、当市は、北奥羽地域の経済・社会・文化の中心として栄え、全国屈指の水産都市であるとともに、北東北随一の工業都市として発展してきました。

当地域も古い歴史を持ち、畑内遺跡（縄文前期～中期）から長さ 20mの超大型竪穴住居跡がみつかっています。江戸時代は八戸藩に属していましたが、明治維新後八戸藩は廃藩置県により八戸県となり、のちに青森県に統合されました。明治22年の町村制施行により、当地域は島守及び頃巻沢の地区を併せた島守村と、中野、市野沢、大森、泥障作及び泉清水の地区を合わせた中沢村の2村となりました。

昭和32年3月31日、新市町村建設促進法により島守村と中沢村が合併して南郷村が誕生し、平成17年3月31日に八戸市と合併し現在に至っています。

過疎地域としては、昭和45年から指定を受けていましたが、令和3年に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により、過疎地域から同法附則の規定により経過措置が適用される、いわゆる「卒業団体」となったものです。

③ 社会的条件

ア 人口

当市の人口は、昭和30年代から昭和40年代にかけての高度経済成長期には大幅に増加しましたが、昭和50年代以降、徐々に伸び率が鈍化し、平成27年の国勢調査では平成22年比2.7%減の23万1,257人となっています。

当地域の人口動向をみると、昭和30年の10,474人をピークに、その後減少の一途をたどり、昭和60年には7,261人、平成7年には6,704人、平成17年には6,272人、平成27年には5,331人となっています。

世帯数は、ほぼ一貫して増加基調にありましたが、平成22年の1,859世帯から、平成27年には1,810世帯へと49世帯減少しています。

世帯当たりの人員数でみると、平成22年の3.16人/世帯から平成27年には2.95人/世帯と

縮小傾向にあり、核家族化が進行しています。

イ 道路・交通

当地域の道路体系は、当市の中心部や岩手県軽米町へつながる国道 340 号が地域中央部を南北に縦貫し、産業活動や地域住民の日常生活の重要な路線となっています。

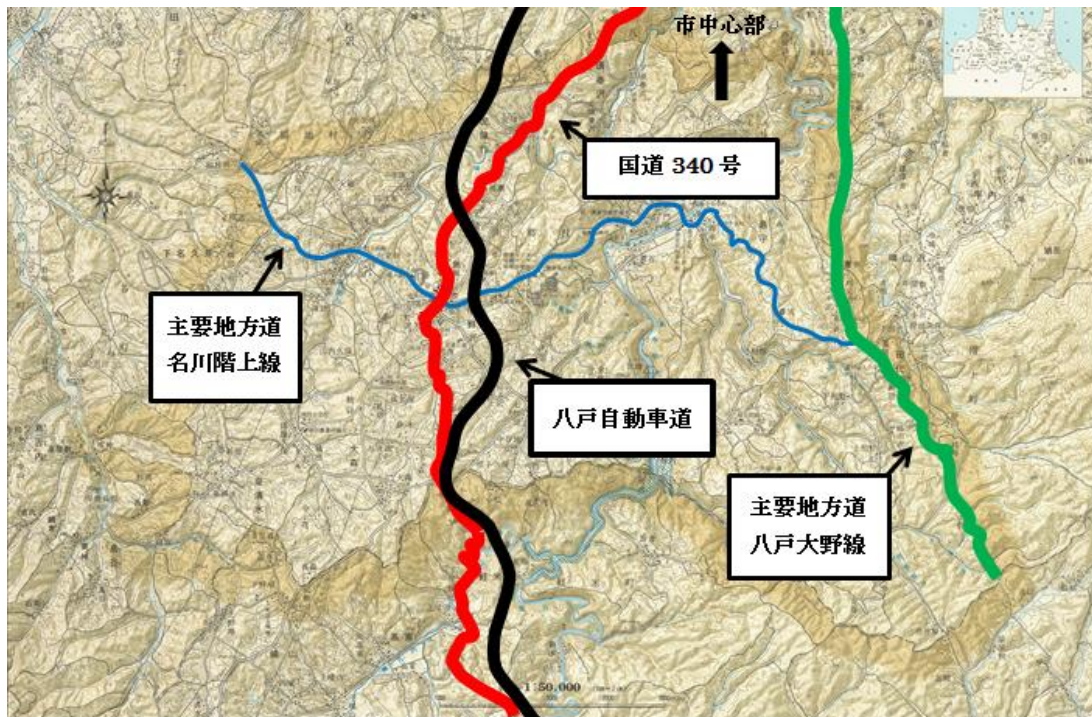
また、国道 340 号と地域の中心部で交差し、国道 4 号へのアクセス道となる主要地方道名川階上線が東西に横断しているほか、主要地方道八戸大野線や県道島守八戸線、市道西母袋子線等があり、これらが当地域の道路網の骨格を形成しています。

さらに、東北縦貫自動車道八戸線が国道 340 号と併走するように縦貫しており、当地域のほぼ中心には南郷インターチェンジがあるなど、広域高速交通体系へのアクセスは良好な地域です。

しかし、地域内の国・県道の多くは、起伏に富んだ当地域の地形条件により急カーブや急勾配の区間が多いことから、幹線道路として引き続き整備を促進していく必要があります。

これら国・県道と併せて、農道や林道等についても、日常生活や産業活動を支える基盤として、また地域の一体性を高めるため、計画的に整備を進める必要があります。今後の地域内の道路網の整備にあたっては、市中心部や近隣町村とのアクセスの向上など、広域的な道路交通体系を見据えながら進めていく必要があります。

■ 道路交通現況図（幹線概略図） ■



④ 経済的条件

当地域は、古くから農業を中心に発展してきており、たばこやそばの産地化が進められてきました。また、東北有数の産地となったブルーベリーをはじめ、さくらんぼ、りんご等の果樹栽培が盛んに行われており、ワイン用ぶどうの栽培にも取り組むなど農業が基幹産業になっています。

商業は、当地域内には商店街等の商業集積はなく、家族経営の商店が点在していますが、近年、ホームセンターやドラッグストア等の店舗が進出してきている状況です。工業は、その多くが二

次あるいは三次の下請業となっています。

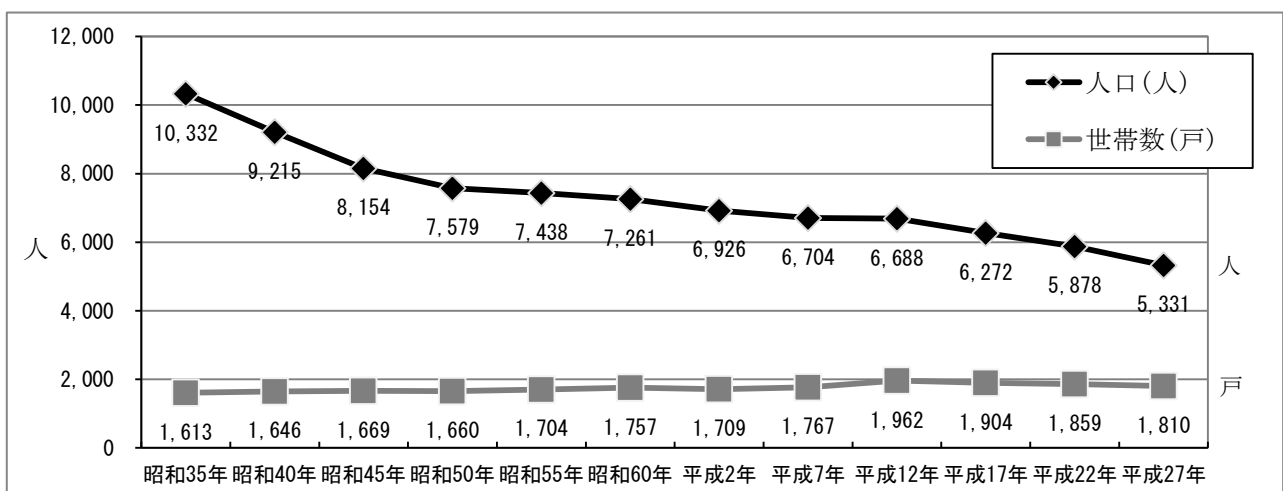
(2) 南郷地域における過疎の状況

① 過疎現象と人口等の動向

当地域の人口動向は、高度経済成長の影響を受け、若年層が都市へ流出し、昭和30年以降年々減少の一途をたどってきました。平成7年から平成12年まで16人減、平成12年から平成17年まで416人減、平成17年から平成22年まで394人減、平成22年から平成27年まで547人減となっています。

なかでも、年少人口（14歳以下）の減少が著しく、幼児や児童・生徒の減少が深刻化しています。

■ 南郷地域の総人口・世帯数の推移 ■



資料：国勢調査

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	6,704人	6,688人	6,272人	5,878人	5,331人
世帯数	1,767戸	1,962戸	1,904戸	1,859戸	1,810戸
世帯人員	3.79人	3.41人	3.29人	3.16人	2.95人

資料：国勢調査

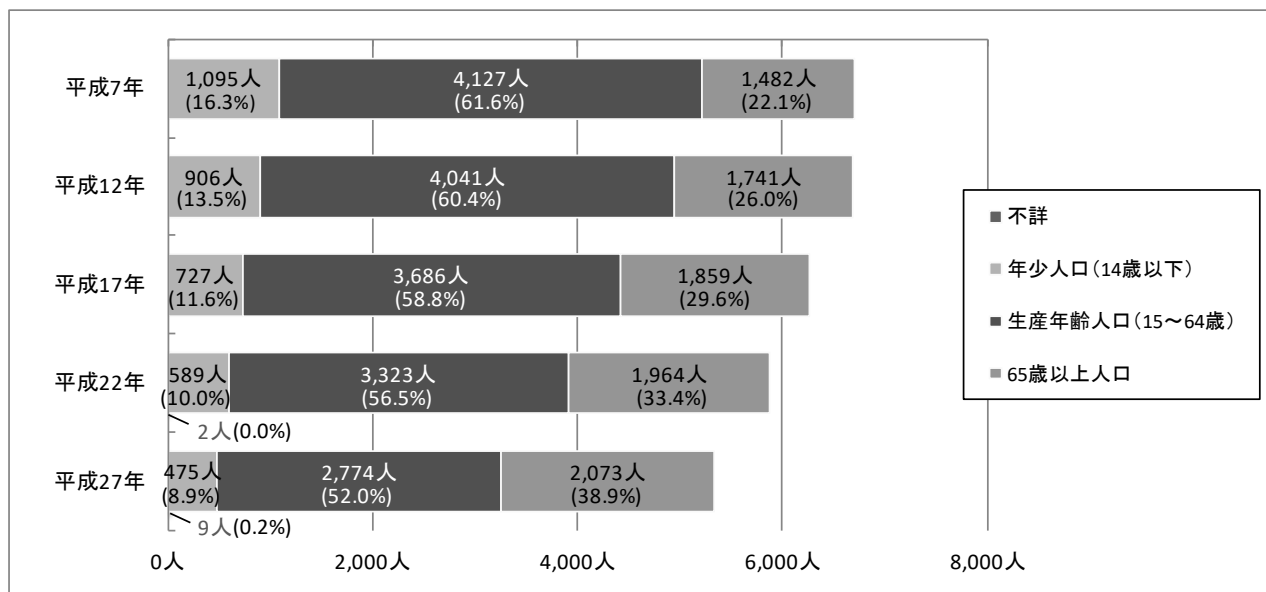
人口動向を年齢3区分別にみると、14歳以下の年少人口は、平成7年の1,095人から平成27年には475人へと大幅な減少がみられます。

また、15歳から64歳までの生産年齢人口も、平成7年の4,127人から平成27年には2,774人へと大幅な減少がみられます。

一方、65歳以上人口は平成7年の1,482人から平成27年には2,073人へと年々増加し、また、高齢化率も平成7年の22.1%から平成27年には38.9%へと年々上昇しています。

年少人口及び生産年齢人口の減少、並びに65歳以上人口の増加は、今後も緩やかに続くと想定されます。

■ 南郷地域の年齢3区分による人口推移 ■



資料：国勢調査

② 旧過疎自立促進法等に基づくこれまでの対策と課題

当地域は、昭和45年に過疎地域に指定されて以来、地場産業の振興に係る施設及び観光・レクリエーション施設の整備をはじめ、交通通信体系の整備、消防施設の整備、診療施設の整備、教育・文化施設の整備などを行い、地域住民の福祉向上に努めるとともに地域の自立促進を図ってきました。

このような取組の結果、県内外から多くの観光客が訪れるようになり、地域の活性化による農家の副収入や雇用の場の確保につながってきました。

しかしながら、当地域は、人口減少や少子高齢化に歯止めがかかっていないことから、これまで以上に地域の活性化を図るため、地域社会を担う人材の育成と確保、地域経済の活性化、交通の確保、医療供給体制の確保、教育環境の整備、農地及び森林の適正な管理等の喫緊の課題に取り組むとともに、関係施設及び道路の整備を継続して進める必要があります。

③ 今後の見通し

当地域は、年少人口と生産年齢人口の減少及び65歳以上人口の増加が続いていますが、今後もこの傾向は続くものと想定されます。

地域内の人口減少や少子高齢化の進行により、地域を担う人材不足や地域活力の低下、地域コミュニティの衰退などといった問題が、これまで以上に顕著になってくるものと予想され、結果として、各集落及び地域全体の維持がより困難になることが懸念されます。

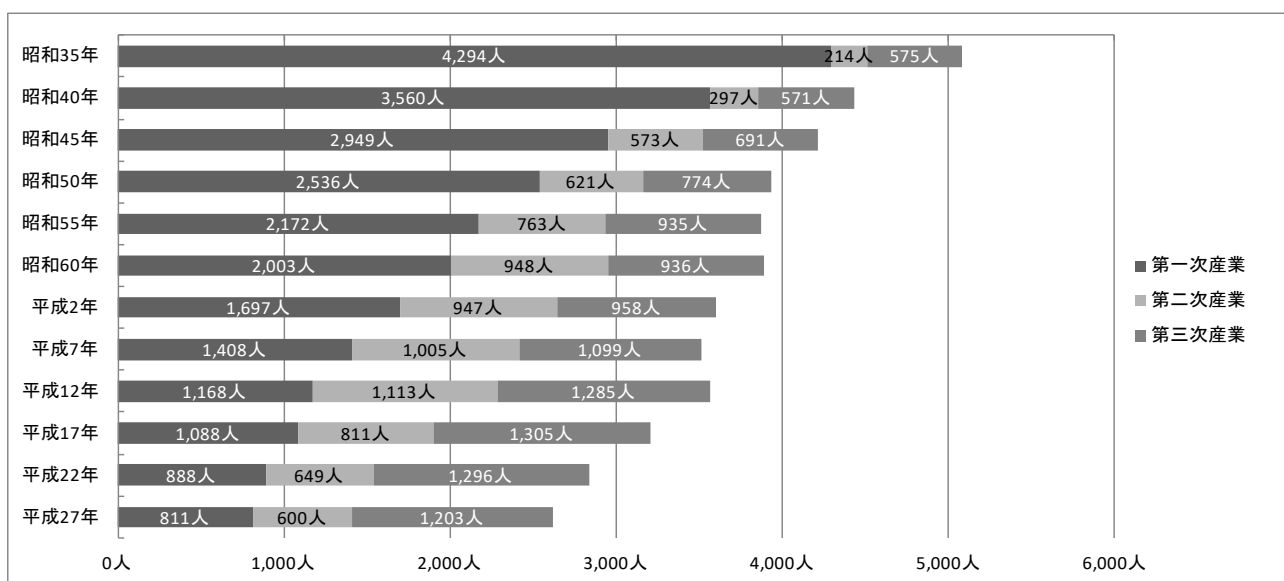
(3) 社会経済的発展の方向の概要

① 産業構造の変化

当地域の昭和35年の就業構造の割合は、第一次産業就業者が84.4%と大部分を占めていましたが、その後は年々減少し、平成27年には30.7%と、全体に占める割合が少なくなっています。

一方、第二次産業と第三次産業については、昭和35年が4.2%、11.3%であったのに対し、平成27年は22.7%、45.5%と、それぞれ比重が高まっています。

■ 南郷地域の就業人口の推移 ■



資料：国勢調査

<南郷地域>

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	5,088人		4,428人	△ 13.0%	4,213人	△ 17.2%	3,931人	△ 22.7%	3,872人	△ 23.9%
第一次産業就業人口	4,294人		3,560人	△ 17.1%	2,949人	△ 31.3%	2,536人	△ 40.9%	2,172人	△ 49.4%
第二次産業就業人口	214人		297人	38.8%	573人	167.8%	621人	190.2%	763人	256.5%
第三次産業就業人口	575人		571人	△ 0.7%	691人	20.2%	774人	34.6%	935人	62.6%

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	3,892人	△ 23.5%	3,604人	△ 29.2%	3,520人	△ 30.8%	3,567人	△ 29.9%	3,210人	△ 36.9%
第一次産業就業人口	2,003人	△ 53.4%	1,697人	△ 60.5%	1,408人	△ 67.2%	1,168人	△ 72.8%	1,088人	△ 74.7%
第二次産業就業人口	948人	343.0%	947人	342.5%	1,005人	369.6%	1,113人	420.1%	811人	279.0%
第三次産業就業人口	936人	62.8%	958人	66.6%	1,099人	91.1%	1,285人	123.5%	1,305人	127.0%

区分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	2,854人	△ 43.9%	2,646人	△ 48.0%
第一次産業 就業人口	888人	△ 79.3%	811人	△ 81.1%
第二次産業 就業人口	649人	203.3%	600人	180.4%
第三次産業 就業人口	1,296人	125.4%	1,203人	109.2%

注：「分類不能の産業」を含むため、区分の人口を合計しても総数には一致しません。

資料：国勢調査

注：増減率は、昭和35年に対するものです。

<市（南郷地域との合算）>

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	80,481人		87,471人	8.7%	100,271人	24.6%	102,952人	27.9%	112,637人	40.0%
第一次産業 就業人口	27,203人		22,742人	△ 16.4%	19,653人	△ 27.8%	15,031人	△ 44.7%	12,114人	△ 55.5%
第二次産業 就業人口	17,223人		21,693人	26.0%	27,575人	60.1%	28,106人	63.2%	30,137人	75.0%
第三次産業 就業人口	36,055人		43,036人	19.4%	53,043人	47.1%	59,815人	65.9%	70,235人	94.8%

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	113,744人	41.3%	117,934人	46.5%	122,565人	52.3%	120,882人	50.2%	113,340人	40.8%
第一次産業 就業人口	10,904人	△ 59.9%	8,739人	△ 67.9%	6,759人	△ 75.2%	5,473人	△ 79.9%	4,723人	△ 82.6%
第二次産業 就業人口	30,943人	79.7%	33,410人	94.0%	34,786人	102.0%	33,233人	93.0%	26,991人	56.7%
第三次産業 就業人口	71,856人	99.3%	75,680人	109.9%	80,903人	124.4%	81,619人	126.4%	81,178人	125.2%

区分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	108,446人	34.7%	108,032人	34.2%
第一次産業 就業人口	3,926人	△ 85.6%	3,625人	△ 86.7%
第二次産業 就業人口	24,456人	42.0%	24,286人	41.0%
第三次産業 就業人口	77,412人	114.7%	77,656人	115.4%

注：「分類不能の産業」を含むため、区分の人口を合計しても総数には一致しません。

資料：国勢調査

注：増減率は、昭和35年に対するものです。

② 地域の経済的な立地特性

当地域は、国道340号、主要地方道八戸大野線、県道島守八戸線、市道西母袋子線等で市中心部と結ばれ、距離は約14km、車で約20分の位置にあり、幹線道路網は比較的充実しています。また、当地域の中心部に東北縦貫自動車道八戸線南郷インターチェンジが設置されているほか、当地域の中心から北へ約12kmに東北新幹線八戸駅があり、広域高速交通体系へのアクセスも良好であることから、当地域の豊かな自然環境、農村の風景・生活・生産活動、農産物などを活用した地域経済の活性化が期待されています。

③ 青森県の基本計画による位置付け

青森県では、平成 30 年 12 月に平成 31 年度から令和 5 年度までを計画期間とする「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」を策定し、2030 年の青森県がめざす姿を、青森県の「生業（なりわい）」と「生活」が好循環する地域～世界が認める「青森ブランド」の確立～としています。計画では、「青森ブランド」の具体像を『買ってよし、訪れてよし、住んでよし』の青森県とし、「産業・雇用」、「安全・安心、健康」、「環境」、「教育・人づくり」の 4 つの分野ごとにめざす姿を示し、実現のために取り組んでいくべき基本的な方向を設定しています。

また、地域別計画においては、当地域を含む三八地域の 2030 年のめざす姿として、「元気なものづくり産業の集積とエネルギー・リサイクルの進んだ地域」、「力強い経営体が地域を支える農山漁村」、「国内外から選ばれる、行ってみたいくなる観光地」、「健康、長寿で、生き生きと安心して暮らせる地域」の 4 項目を掲げています。

④ 社会経済的発展の方向

当地域は、新幹線や高速道路へのアクセスの利便性が高いことをいかし、豊かな自然環境、農村の風景・生活・生産活動、農産物などを活用した観光農業をはじめ、水稻、果樹、野菜、ワイン用ぶどうなどの複合経営を中心とした農業の振興を図るとともに、島守盆地全体を屋根のない博物館とみたてた田園空間博物館構想を推進し、市民の森や世増ダム周辺を緑と水辺をいかした憩いの水辺空間・広域交流拠点と位置づけ、その水辺環境の整備を進めます。

また、道の駅なんごうを中心とした周辺エリアでは、全天候型陸上競技場、屋内運動場、屋内温水プール、図書館、南郷文化ホールなどを活用し、スポーツ・文化の交流拠点とした更なる機能の充実を図ります。

このような取組によって、地域間の交流人口及び定住人口を増加させ、将来的に地域活性化が図られるよう広い視野をもって支援策を講じていきます。

2 人口及び産業の推移と動向

当地域の人口は、ピークを迎えた昭和 30 年以降、若年者の流出や少子化等の影響により毎年減少を続けており、昭和 35 年に 10,332 人だった人口は、平成 27 年には約半数の 5,331 人となっています。また、年齢区分別では、14 歳以下の人口は昭和 35 年の 4,233 人から平成 27 年には 475 人となり、減少率は 88.8%で最も高く、次いで 15 歳から 29 歳の人口が 2,245 人から 488 人（減少率約 78.3%）と、いずれも大きく減少している一方、65 歳以上の高齢者については 590 人から 2,073 人に増加し、高齢化が進んでいます。

当地域の産業別就業人口は、前項「(3) 社会経済発展の方向の概要」の「①産業構造の変化」に記述しているとおり、第一次産業の就業人口は、昭和 35 年の 4,294 人から平成 27 年には 811 人となり、減少率は 81.1%と大幅な減少となっています。一方、第二次産業の就業人口は、昭和 35 年の 214 人から平成 27 年には 600 人(180.4%増)へ、第三次産業の就業人口は、昭和 35 年の 575 人から平成 27 年には 1,203 人(109.2%増)へと地域全体の人口減少が進む中にありながらも増加しており、中でも第二次産業の増加傾向が強くみられます。

今後も第一次産業の就業人口は緩やかな減少傾向が、第二次産業及び第三次産業は緩やかな増加傾

向が続くと見込まれます。

当市の将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、現状のまま人口減少が続く場合、令和22年に約17万6千人まで減少するとされていますが、第2期八戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョンでは、出生率の向上や平均寿命の延伸、人口流出の歯止め等の対策が実現する場合、令和22年に約18万8千人になると推計しています。

(1) 人口の推移

<南郷地域>

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	10,332人	7,579人	△ 26.6%	6,926人	△ 33.0%	6,272人	△ 39.3%	5,331人	△ 48.4%
0歳～14歳	4,233人	1,986人	△ 53.1%	1,390人	△ 67.2%	727人	△ 82.8%	475人	△ 88.8%
15歳～64歳	5,509人	4,877人	△ 11.5%	4,326人	△ 21.5%	3,686人	△ 33.1%	2,774人	△ 49.6%
うち 15歳～ 29歳(a)	2,245人	1,601人	△ 28.7%	979人	△ 56.4%	843人	△ 62.4%	488人	△ 78.3%
65歳以上(b)	590人	716人	21.4%	1,210人	105.1%	1,859人	215.1%	2,073人	251.4%
(a)/総数 若年者比率	21.7%	21.1%	-	14.1%	-	13.4%	-	9.2%	-
(b)/総数 高齢者比率	5.7%	9.4%	-	17.5%	-	29.6%	-	38.9%	-

注：総数には「不詳」を含むため、区分の人口を合計しても総数には一致しません。

資料：国勢調査

注：増減率は、昭和35年に対するものです。

<市（南郷地域との合算）>

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	184,680人	231,945人	25.6%	247,983人	34.3%	244,700人	32.5%	231,257人	25.2%
0歳～14歳	63,667人	64,149人	0.8%	50,622人	△ 20.5%	36,657人	△ 42.4%	28,122人	△ 55.8%
15歳～64歳	114,359人	155,552人	36.0%	172,518人	50.9%	160,112人	40.0%	136,712人	19.5%
うち 15歳～ 29歳(a)	54,944人	60,423人	10.0%	50,903人	△ 7.4%	39,043人	△ 28.9%	30,153人	△ 45.1%
65歳以上(b)	6,654人	12,243人	84.0%	24,639人	270.3%	47,912人	620.0%	63,614人	856.0%
(a)/総数 若年者比率	29.8%	26.1%	-	20.5%	-	16.0%	-	13.0%	-
(b)/総数 高齢者比率	3.6%	5.3%	-	9.9%	-	19.6%	-	27.5%	-

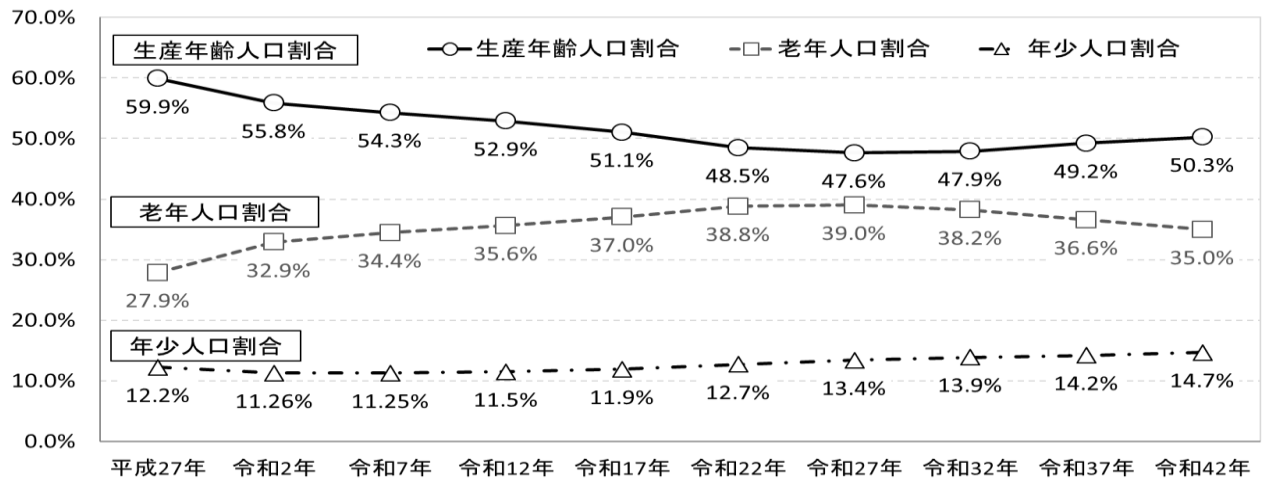
注：総数には「不詳」を含むため、区分の人口を合計しても総数には一致しません。

資料：国勢調査

注：増減率は、昭和35年に対するものです。

(2) 生産年齢人口の見通し

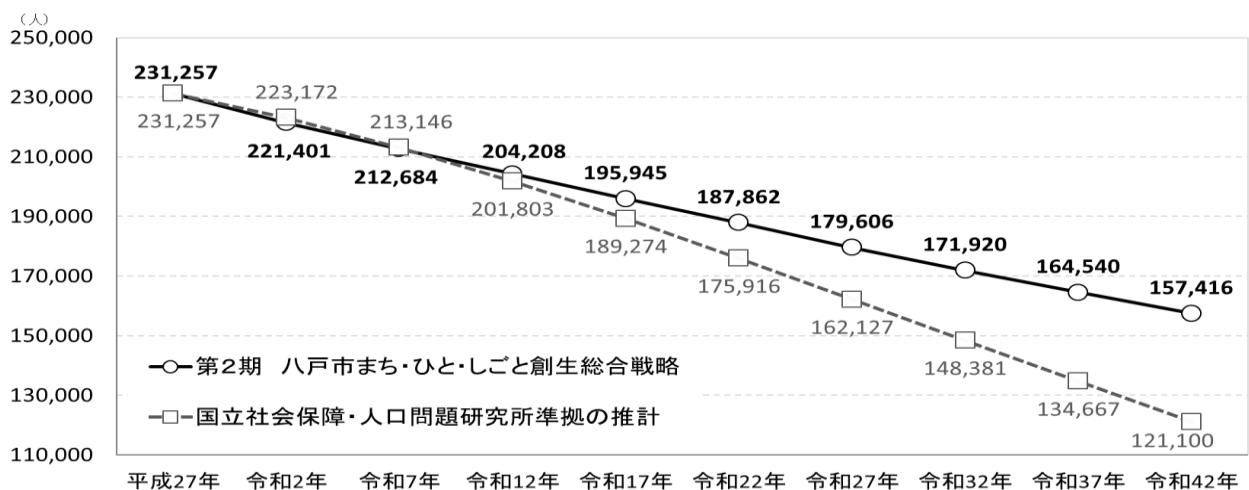
<市（南郷地域との合算）>



資料：第2期八戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(3) 人口の見通し

<市（南郷地域との合算）>



資料：第2期八戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略

3 行財政の状況

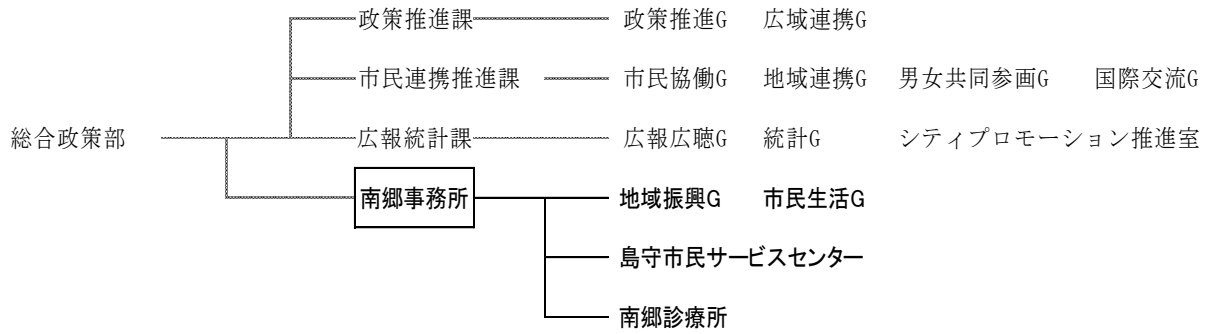
(1) 行政組織

当市では、常に住民サービスの維持・向上をめざし、時代の要請に対応した行政組織づくりに努めており、現在は、当地域を所管する体制として、南郷事務所（2グループ、2施設）を設置し、地域活性化事業等の行政需要の専門化・多様化に対応しています。

特に、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年7月16日法律第87号）」が施行されたことにより、地方自治体に対してはこれまで以上に重要な役割が期待され、独自性・自立性の高い行政運営が求められます。

このため、各種研修などを活用し、職員一人ひとりの資質向上と専門的実務能力の開発に努めるとともに、既存の制度や慣習にとらわれることなく、適宜、現在の組織・機構の見直しや人事管理の適正化、事務の改善などに努める必要があります。

■ 南郷事務所の行政組織機構図 ■



(2) 広域行政

当市では、昭和 46 年に近隣 12 町村（現在は市町村合併により 7 町村）と八戸地域広域市町村圏事務組合を設立し、消防・救急、ごみ処理、し尿処理、介護認定等の共同処理を行うとともに、昭和 61 年には近隣 10 町村（現在は市町村合併により 6 町）と八戸圏域水道企業団を設立して広域水道事業を行っています。

また、平成 21 年 3 月には、定住自立圏中心市宣言を行い、平成 21 年度より八戸地域広域市町村圏事務組合を構成する 7 町村との間で八戸圏域定住自立圏を形成し、八戸市立市民病院を拠点とするドクターカーの運行や八戸市南郷そば振興センターにおけるそばの乾燥・選別処理の共同利用、圏域内の広域路線バスの上限運賃化、八戸市安全・安心情報発信事業「ほっとスルメール」の圏域拡大など、生活関連サービスの向上に成果を上げてきました。

さらに、当市の中核市移行後の平成 29 年 3 月 22 日には、連携の更なる深化と圏域の活性化につなげるため、国の新たな広域連携制度である連携中枢都市圏へ移行し、「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」に関する各種連携事業を着実に進めています。

(3) 財政の状況

当地域（旧南郷村）の平成 15 年度普通会計の決算規模は、歳入が 5,426,705 千円、歳出が 5,189,297 千円で、公共事業の縮小等により平成 12 年度を下回り、財政力指数は 0.17 でした。

平成 17 年 3 月の合併後は、過疎対策事業債等を幅広い分野に活用し、総合交流ターミナル施設の拡張、市道の整備、野球場や温水プールなどのスポーツ・レクリエーション施設の改修、アートによる地域活性化事業、南郷トレッキングイベント事業等を実施し、地域活性化につなげるための取組を行ってきました。

合併により、市の財政指数は 0.67 前後で推移していますが、健全な財政運営を図るためには財源の有効活用が不可欠であることから、引き続き過疎対策事業債等を活用して、南郷地域の過疎対策を進めていきます。

<南郷地域>

(単位：千円)

区 分	平成12年度	平成15年度
歳入総額 A	7,001,412	5,426,705
一般財源	3,426,626	3,057,778
国庫支出金	806,925	238,639
都道府県支出金	982,399	279,797
地方債	838,600	1,153,900
うち過疎対策事業債	424,900	412,100
その他	946,862	696,591
歳出総額 B	6,817,572	5,189,297
義務的経費	1,918,588	1,866,619
投資的経費	3,134,122	1,588,579
うち普通建設事業	1,763,461	1,577,135
その他	1,764,862	1,734,099
過疎対策事業費	875,278	998,471
歳入歳出差引額 C (A-B)	183,840	237,408
翌年度へ繰越すべき財源 D	81,303	100,462
実質収支 C-D	102,537	136,946
財政力指数	0.163	0.17
公債費負担比率	26.6	24.1
実質公債費比率	-	-
起債制限比率	8.8	6.3
経常収支比率	81.7	86.7
将来負担比率	-	-
地方債現在高	7,167,571	8,208,934

資料：総務省地方財政状況調査

注：南郷地域（旧南郷村）のデータは平成15年度まで

<八戸市>

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	96,327,633	103,702,645	110,826,187
一般財源	50,527,504	53,987,303	55,614,755
国庫支出金	16,809,502	18,030,371	20,933,699
都道府県支出金	5,607,891	7,129,426	9,509,411
地方債	11,074,900	12,343,500	12,494,600
うち過疎対策事業債	88,700	169,590	244,937
その他	12,307,836	12,212,045	12,273,722
歳出総額 B	92,098,355	99,979,207	106,808,670
義務的経費	43,205,401	44,020,805	46,780,804
投資的経費	12,556,389	14,048,285	17,900,283
うち普通建設事業	12,556,389	13,468,440	17,900,283
その他	36,336,565	41,910,117	42,127,583
過疎対策事業費	113,759	155,800	222,200
歳入歳出差引額 C (A-B)	4,229,278	3,723,438	4,017,517
翌年度へ繰越すべき財源 D	1,332,518	2,208,692	2,012,106
実質収支 C-D	2,896,760	1,514,746	2,005,411
財政力指数	0.67	0.65	0.67
公債費負担比率	15.8	13.7	13.4
実質公債費比率	16.4	12.1	9.8
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	86.2	87.7	92.1
将来負担比率	157.0	117.7	127.4
地方債現在高	96,858,444	98,403,375	118,143,978

資料：総務省
地方財政状況調査

(4) 公共施設整備の状況

当地域の市道の改良率は、平成22年度末45.9%、令和元年度末では46.3%であり、また、舗装率は、平成22年度末50.5%、令和元年度末では51.0%と、市道の整備が進んでいます。

当地域の令和元年度末の農道延長は、33,333m、林道延長は16,106mとなっています。

国民健康保険南郷診療所では、内科及び歯科の診療を行っています。

主要公共施設等の整備状況

<南郷地域>

区 分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	13.7	27.2	37.0	45.9	46.3
舗 装 率 (%)	8.7	26.7	39.0	50.5	51.0
農 道					
延 長 (m)	—	—	—	33,333	33,333
耕地1ha当たり農道延長(m)	15.0	13.7	13.6	—	—
林 道					
延 長 (m)	—	—	—	16,106	16,106
林野1ha当たり林道延長(m)	2.5	1.9	2.9	—	—
水 道 普 及 率 (%)	89.8	90.5	90.4	—	—
水 洗 化 率 (%)	—	11.3	25.5	58.6	71.3
人口千人当たり病院、 診療所の病床率 (床)	0.0	2.3	2.7	0.0	0.0

資料：庁内関係課及び水道企業団

<八戸市>

区 分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	44.7	66.9	73.0	68.6	70.1
舗 装 率 (%)	46.4	73.9	82.6	76.2	78.0
農 道					
延 長 (m)	—	—	—	52,075	52,075
耕地1ha当たり農道延長(m)	120.2	76.5	82.3	—	—
林 道					
延 長 (m)	—	—	—	16,106	16,106
林野1ha当たり林道延長(m)	0.2	0.4	—	—	—
水 道 普 及 率 (%)	96.5	96.8	97.6	99.8	99.8
水 洗 化 率 (%)	—	60.4	86.3	84.3	85.1
人口千人当たり病院、 診療所の病床率 (床)	—	—	16.0	19.1	19.4

資料：庁内関係課及び水道企業団

(注) 1 上記区分のうち、平成22年度以降の市町村道の「改良率」と「舗装率」及び平成22年度以降の「水道普及率」並びに「水洗化率」以外のものについては、公共施設状況調査（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領によるものです。

2 上記区分のうち、平成22年度以降の市町村道の「改良率」及び「舗装率」については、国土交通省の「道路施設現況調査」の記載要領を参考に、次の算式により算定しています。

$$\text{改良率} = \text{改良済延長} / \text{実延長} \quad \text{舗装率} = \text{舗装済延長} / \text{実延長}$$

3 上記区分のうち、平成12年度までの「水道普及率」については公共施設状況調査の記載要領によることとし、平成22年度以降については、公益社団法人日本水道協会の「水道統計」の数値を使用しています。

- 4 上記区分のうち「水洗化率」については、次の算式により算定します。なお、基準日はその年度の3月31日現在としています。また、AからDまでについては公共施設状況調査の記載要領に、Eについては一般廃棄物処理事業実態調査（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）の記載要領によるものです。

$$\text{水洗化率} = (A + B + C + D + E) / F$$

A：公共下水道現在水洗便所設置済人口 B：農業集落排水施設現在水洗便所設置済人口
C：漁業集落排水施設現在水洗便所設置済人口 D：合併処理浄化槽処理人口
E：単独処理浄化槽処理人口 F：住民基本台帳登録人口

- 5 八戸市の平成22年度末以降に関するデータは、南郷地域との合算になります。
6 表中「-」はデータ取得不能になります。

4 地域の持続的発展の基本方針

当地域は、昭和45年に過疎地域に指定されて以来、地場産業の振興に係る施設及び観光・レクリエーション施設の整備をはじめ、交通通信体系の整備、消防施設の整備、診療施設の整備、教育・文化施設の整備などを行い、地域住民の福祉向上に努めるとともに地域の自立促進を図ってきました。

このような取組の結果、県内外から多くの観光客が訪れるようになり、地域の活性化による農家の副収入や雇用の場の確保につながってきました。

しかしながら、当地域は、人口減少や少子高齢化に歯止めがかかっていないことから、これまで以上に地域の活性化を図るため、地域社会を担う人材の育成と確保、地域経済の活性化、交通の確保、医療供給体制の確保、教育環境の整備、農地及び森林の適正な管理等の喫緊の課題に取り組む必要があります。

本計画は、八戸市総合計画及び新市建設計画との整合性を確保しつつ、青森県過疎地域持続的発展方針に則し、地域の将来像とそのための基本的な施策を定めるものであり、ハード・ソフト両面において本計画に登載した事業を有効に活用し、当地域の持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上をめざします。

(1) 地域の将来像

旧八戸市（八戸地域）は、これまで市民一人ひとりが健康で安心できる快適な市民主体の都市づくりをめざすとともに、北東北の中核都市をめざしてきました。一方、旧南郷村（南郷地域）においては、生活の豊かさ、安心、ゆとり、生きがいを実感できる村づくりをめざしてきました。この二つのまちの合併は、海と山、人と人、さまざまな産業や歴史文化が出会い、新しいまちづくりを始める新たな出発点となりました。

当市は、「北の時代をリードする産業文化創造都市、海と大地が響きあう人と自然の共生空間」をめざし、それぞれの地域特性を活かしたまちづくり、また北東北随一の産業集積や陸・海・空の交通拠点性、恵まれた自然環境、地域固有の歴史文化を活かして北東北地域の中核となる都市づくりを進めています。

① 地域特性を活かしたまちづくり

当市のまちづくりにおいては、農業、水産業、工業、商業・観光などの産業の資源や、特色あ

るスポーツ・レクリエーション施設など、これまで八戸地域と南郷地域がそれぞれ力を入れてきた地域づくりの取組をさらに推進します。

ア 八戸地域

「交通拠点性を活かしたリーディング産業の集積」
「都市の魅力とにぎわいの広域交流機能の提供」

北東北随一の工業集積、北日本を代表する国際貿易・物流拠点、日本有数の水産基地、大学等の学術研究機関の集積など、これまで蓄積してきた地域産業の一層の振興を図るとともに、環境・エネルギー分野など新産業創出の拠点形成をめざします。

また、「海から拓け、海とともに発展してきた八戸」の地域資源を有効に活用しながら、観光をはじめとする地域産業の振興を図ります。

また、中心部においては、城下町としての歴史と伝統を活かしながら、商業・業務、娯楽・飲食、芸術・文化・スポーツなどの多様な都市サービスの集積を図り、都市の魅力とにぎわいを提供する広域的な人・物・情報の交流の場として整備を進めます。

イ 南郷地域

「農産品の地産地消とスポーツ・文化の交流拠点の形成」
「田園と水辺を活用した観光・レクリエーションの振興」

国営八戸平原総合農地開発事業により造成された農地とかんがい施設の有効活用を図るとともに、観光農業、水稲、果樹、野菜、ワイン用ぶどうなどの複合経営を中心とした農業の振興を図ります。

特に、当地域は農業が基幹産業となっていることから、地域の関係機関の意見や消費者ニーズを踏まえて、観光、エネルギー産業の連携等、多面的な検討を加え、積極的に取り組みます。

また、道の駅なんごうを中心とした周辺エリアは、全天候型陸上競技場、屋内運動場、屋内温水プール、図書館、南郷文化ホールなどが整備されており、スポーツ・文化の交流拠点として更なる機能の充実を図ります。

さらに、島守盆地全体を屋根のない博物館とみためた田園空間博物館構想を推進するとともに、市民の森や世増ダム周辺を緑と水辺を活かした憩いの水辺空間・広域交流拠点と位置づけ、その水辺環境の整備を進めます。

また、南郷インターチェンジという高速交通体系へのアクセスの良さを有効に活用することにより、個性と活力あるまちづくりを推進し、当市の南の拠点としての整備を進めます。

(2) 将来像のための基本的な施策

① 地域の個性を活かした交流都市づくり

地域の個性を活かした交流都市づくりを実現するため、交流を支える交通・情報基盤の整備を図るとともに、地域資源を活用しながら、スポーツ・レクリエーションといった交流活動が行われる交流拠点施設の整備を図ります。

ア 人・物・情報の交流基礎の整備

合併後の二つの地域の一体性の確立や住民の相互交流の活発化を図るため、高速交通網や当市の骨格となる道路網の整備、公共交通機関の充実など、総合的な交通網の整備を進めます。

また、情報通信技術の活用によって、地理的条件が不利な地域でも均等な行政サービスの享受を可能とするなど、地域情報化を推進します。

イ 個性的な交流施設の整備

スポーツ・レクリエーション活動を通じた住民の相互交流を促進するため、既存施設や交流空間を有効に活用しながら、交流の拠点となる施設や空間の整備を図ります。また、それら交流の拠点となる施設や空間が有効に活用されるよう、市全域での新たなスポーツ大会の開催や学校教育との連携等によるレクリエーション教室の開催など、住民の相互交流機会の充実を図ります。

② うるおいと安らぎに満ちた都市づくり

うるおいと安らぎに満ちた都市づくりを実現するため、住民全てが快適な生活を送ることができるよう、生活環境の整備を進めるとともに、住民が安心して生活を送ることができる、少子高齢化社会に対応した保健・医療・福祉サービスの充実を図ります。

ア 安全とうるおいの生活環境の整備

安全とうるおいの生活環境の整備を図るため、防災や減災対策、安全で円滑な交通の確保、道路、公園、住宅等に対する防犯設備の普及による犯罪の被害に遭いにくい環境づくりなど、安全を支える基盤や体制の整備を推進します。

また、地域の個性を活かした定住環境の形成を図るため、地域がそれぞれにもつ自然環境や地理的条件などを活かしながら、高齢者や障がい者、児童・生徒など、誰もが安全で快適に通行できる生活道路や公園・緑地、上・下水道等の整備、住環境の改善、環境の保全を総合的に推進します。

イ 安心と安らぎの保健・医療・福祉サービスの充実

少子高齢化が急速に進展する中で、生涯にわたり健康で安心した生活を送ることができる環境づくりが求められており、保健・医療・福祉を相互に機能させながら、必要なサービスを必要なときに、一体的に提供できる仕組みを整備します。

また、乳幼児から高齢者に至るまで、障がい者も健常者も、全ての人々が共に生きる社会の形成を図るため、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉、医療サービスの充実を図ります。

③ 住民一人ひとりが輝く都市づくり

「協働のまちづくり」の実現に向けて、地域の特性を活かした地域住民の意思に基づくまちづくりを進めるため、最も身近な生活圈単位である地域コミュニティの形成を推進します。

また、学校教育や生涯学習の推進により、当市の将来を担うひとづくり・生涯スポーツ社会の実現を図るとともに、環境、保健・医療・福祉、教育・文化、国際交流などの多様な分野において、ボランティア活動や地域活動などの市民活動の促進を図ります。

ア ふれあいのある地域コミュニティの形成

地域コミュニティが主体となった独自のまちづくり活動を支援するため、地域コミュニティの担い手となる組織・人材を育成するとともに、地域の人々が集う交流空間の整備や地域活動の拠点となる施設の整備・充実、各種まちづくり活動のための財源の充実を図ります。

イ 多様な学習機会の充実

次代を担う子どもたちが豊かな心とたくましく生きる力を身につけるため、家庭・地域の連携

のもとに、児童・生徒一人ひとりの能力や個性に応じた学校教育の充実と教育環境の整備を図ります。

また、住民の学習機会を拡大するため、生涯学習施設の整備を進めます。

ウ 生涯スポーツ社会の実現

幼児から高齢者までの全ての世代が手軽にスポーツを楽しむことができるよう、広域的なスポーツ施設や身近なスポーツ施設を計画的に整備するとともに、スポーツの普及と競技力の向上をめざし、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ団体の強化、指導者の育成を進めます。

エ 多様な市民活動の促進

市民の自主的・自発的・公益的活動であるボランティア活動や市民活動を促進し、市民（市民活動団体）と行政との協働によるまちづくりを進めるため、活動の拠点である市民活動サポートセンターを中心に、活動の支援を充実させるとともに、講座等の開催により、市民活動やNPOに関する理解と知識を広め、人材の育成に努めます。

④ 多様な産業が躍動する都市づくり

地域経済の活性化と住民の就業機会の創出により、北東北の中核都市としての拠点性を高めるため、これまでに集積された産業資源を活用して、他産業との連携による新たな農林水産業の確立、北東北随一の工業集積を活かした次世代成長産業の振興及び地域全体での観光・交流産業の振興を図ります。

ア 新たな農林水産業の確立

競争力のある農林水産業の振興を図るため、生産基盤の整備や新たな品種・商品の開発、経営体質の強化や経営近代化、ICT技術を活用した生産性の向上及び後継者の育成などの施策を総合的に推進するとともに、観光との連携や都市と農山漁村との交流など、多様な農林水産業振興施策を展開します。

イ 次世代成長産業の振興

次代の地域経済をけん引する成長産業の振興を図るため、産学官の連携を通じて、地域が自ら産業を育てる内発型の地域経済の仕組みを構築します。

また、国際物流拠点港である八戸港を活用した産業振興を図るため、港湾施設の整備を促進するとともに、貨物の集荷や新規航路の誘致を推進します。

ウ 観光・交流産業の振興

観光・交流産業の振興を図るため、都市型観光の拠点となる中心部の活性化や当市のそれぞれの地域がもっている観光・レクリエーション拠点の機能強化とネットワーク化を推進します。

⑤ 豊かな自然と伝統・文化を引き継ぐ都市づくり

豊かな自然環境の保全とこれまで培ってきた伝統・文化を継承していくため、森林などの自然を保全・活用するとともに、地域文化の拠点となる施設の整備や伝統行事等の文化活動の保存・伝承を進めます。

ア 環境共生・循環型社会の形成

環境共生・循環型社会の形成を図るため、自然環境の保全やごみ処理対策の充実、省エネルギーの推進、環境負荷の小さい再生可能エネルギーの導入を進めます。

イ 優れた地域文化の継承と創造

文化芸術活動の活性化を図るため、文化芸術の拠点施設の整備や文化芸術活動に対する支援を充実します。

また、歴史的文化遺産を保存・活用するため、史跡等の公有化や歴史文化施設等の整備を進めます。

5 地域の持続的発展のための基本目標

住民基本台帳による当地域の人口は、平成 27 年度は 5,460 人でしたが、年々減少し令和 2 年度には 4,820 人となり、この 5 年間で 640 人、率にして 11.7%減少しています。また、この間の年間の平均減少率は 2.5%となっています。

持続可能なまちづくりを推進するためには、人口減少対策が重要であり、若い世代の生活支援などの自然減対策、また、雇用の場の確保や生活しやすい住環境の整備などの社会減対策を進めることにより、人口減少率の増加に歯止めをかける必要があります。

当地域における持続的発展のための基本目標は、計画期間中の人口減少率を、平成 27 年度から令和 2 年度までの年間平均減少率 2.5%の範囲内に抑え、計画期間終了年の令和 8 年度の人口は 4,141 人をめざします。

	平成 27 年度 (平成 28 年 3 月末)	令和 2 年度・基準値 (令和 3 年 3 月末)	令和 8 年度・目標値 (令和 9 年 3 月末)
人口 (住民基本台帳)	5,460 人	4,820 人	4,141 人
増減数	—	△640 人/5 年 (△11.7%/5 年)	△679 人/6 年 (△14.1%/6 年)
年間の平均増減率	—	△ 2.5%	△ 2.5%以内

なお、当市の「第 2 期八戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における人口の将来展望では、合計特殊出生率、平均寿命、社会増減を次のとおり仮定して将来人口を推計するとともに、令和 7 年における数値目標を定めており、この数値目標の達成を目指すことが、上記基本目標の達成につながると考えられることから、南郷地域においても同様の数値目標の達成をめざします。

指 標	人口推計における仮定	「第 2 期八戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の数値目標
合計特殊出生率	全国平均と同水準に改善していくことを見込み、令和 12 年に 1.8、令和 22 年に 2.07 まで上昇する。	1.67 (令和 7 年)
平均寿命	全国平均を下回る状況が改善することを見込み、令和 22 年に全国平均 (国の長期ビジョンにおける想定値：男性 83.27 歳、女性 89.63 歳) 並みとなる。	全国平均との差を縮小 (令和 7 年)
社会増減	多様な産業集積や当地域における拠点性など当市の特性を踏まえ、令和 2 年以降に社会減が縮小し始め、令和 12 年に移動均衡する。	現状より改善 (令和 7 年)

6 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画に登載した各事業について、毎年度進捗管理を行うとともに、その内容をホームページ等により公表し意見を求めます。進捗管理による自己評価及び市民からいただいた意見を踏まえながら、各事業の推進を図ります。

7 計画期間

令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間とします。

ただし、青森県過疎地域持続的発展方針期間（法期限までの10年間のうち前期5年間）を超える6年目については、県方針が変更された場合、変更後の県方針に整合するよう計画内容を見直します。

8 公共施設等総合管理計画との整合

(1) 八戸市公共施設等総合管理計画の基本方針

八戸市公共施設等総合管理計画（以下「市公共施設等総合管理計画」という。）では、公共施設等を取り巻く現状と課題を踏まえ、次の4つの基本方針に基づき、公共施設等の適切な管理を推進します。

<安全性の確保>

危険性が高いと認められる公共施設等については、迅速かつ適切に改修・保全等の措置を講じ、市民の安全を確保します。

<予防保全の実施と長寿命化>

老朽化が進む施設のライフサイクルコスト縮減に向けて、予防保全の視点に立った維持管理を適切に実施し、施設の長寿命化を図ります。

<有効活用と総量の適正化>

八戸市都市計画マスタープラン等のまちづくりに関する計画との整合を図りながら、人口減少や市民ニーズの多様化、ユニバーサルデザイン化などに対応した公共施設のあり方を検討し、施設の有効活用と総量の適正化を図ります。

<効率的な管理運営と更新費用の平準化>

管理運営の効率化を進めながら運営コストの縮減を図るとともに、建替え・更新の時期を計画的に分散させ、財政負担の軽減を図ります。

(2) 市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づく取組

<点検・診断の徹底>

現在行っている定期点検や診断を引き続き適切に実施するとともに、関係部局において危険箇所等の情報共有を図りながら、緊急性のあるものについては迅速に対応します。また、点検・診断結果に基づく施設の状態を詳細に把握・蓄積し、維持管理に活用します。

<維持管理の適正化>

随時、公共施設等の劣化状況等を把握しながら、修繕や改修、更新など、効率的かつ適正な維持管

理に努めます。また、耐用年数経過後の更新にあたっては、単に同規模で更新するのではなく、利用者数等の見込みに応じた適正な規模への縮減を検討します。施設の改修・更新等にあたっては、高齢者、障がい者、子育て世代、外国人等、誰もが安心して快適に利用できるように、ユニバーサルデザインの考え方に対応した整備を進めます。

<長寿命化の推進>

長期的視野に立ち、ライフサイクルコスト縮減や公共施設等の維持管理に係る予算の平準化を図るため、対処療法的な維持管理（事後保全）から計画的な維持管理（予防保全）へと管理手法の転換を行うなどにより、長寿命化に努めます。

<耐震化の推進>

耐震化については、多くの市民が利用している施設であるか、また、防災上の拠点施設であるかなどの施設の特性を考慮しながら、優先順位の高いものから計画的な耐震化を進めることにより、防災力をより高め、地震や災害に耐えうる安全・安心な公共施設等の維持に努めます。

<既存施設等の統廃合>

人口減少や少子高齢化等の人口動態の変化に対応した公共施設等の規模や配置の適正化を実現させるため、異なる機能を持つ施設の複合化や類似施設の集約化等により、必要な市民サービスの確保にも十分配慮しながら統廃合を検討します。

<除却の推進>

老朽化等により廃止され、かつ、今後も利用見込みのない施設については、老朽化による破損等により周辺的环境や治安に対して悪影響を及ぼす可能性があるため、施設周辺の安全や景観等に配慮しつつ、優先順位を定めて計画的に施設の除却を進めます。

本計画に記載された全ての公共施設等の整備は、市公共施設等総合管理計画の基本方針と取組を前提とし、適正な行財政運営のもとで推進するものであることから、市公共施設等総合管理計画に適合しています。

第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1 現況と問題点

当地域は、人口の減少や少子高齢化が進んでいるなど、厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続していることから、将来的に移住・定住・地域間交流の促進、地域社会を担う人材確保や人材育成などに取り組む必要があります。

2 その対策

移住・定住・地域間交流の促進や地域の担い手を増やすため、U I J ターン等の施策をはじめ、広域的な施策と関連させながら「関係人口」の拡大に取り組みます。

また、人材育成において、担い手不足や消費の低迷等による地域経済の縮小、地域コミュニティの機能低下など、地域の社会経済に大きな影響を与えることが懸念されていることから、地域で挑戦し、

地域を元気にしていこうとする人材の発掘及び持続可能な地域づくりのための次世代を担うリーダーの育成に向けた仕組みづくりに取り組みます。

第3 産業の振興

1 現況と問題点

(1) 農業

当地域の面積は9,113haであり、全て農業振興地域として指定されており、このうち農用地区域は1,556ha（17%）を占めています。

当地域の農業の状況は、地域の特性をいかした、水稲、果樹、たばこ、野菜等、多様な生産活動を展開する複合経営が主体となっており、近年は、農業生産といった生業に加え観光農園の開設など、魅力ある農業の推進に努めています。

しかし、新規就農者の減少と農業従事者の高齢化に伴う離農などにより、農家戸数は、平成12年の882戸から令和2年の612戸と、この20年間で270戸（31%）減少しています。経営耕地面積規模別にみると、全ての区分で減少傾向にあります。特に規模の小さい農家における減少が大きくなっています。また、たばこをはじめ、稲、豆類、野菜類の作付面積が減少しています。

そばやブルーベリーなどの地域の特産品を振興する取組や、新規作物としてワイン用ぶどう生産の取組も行われていますが、他産地との競合が激化する中、グリーン・ツーリズムや観光農業に結び付けた特色のあるPRに努めるなど、販売体制の強化が必要となっています。

また、水路の老朽化等により、農業に必要な用排水機能が損なわれている地区が点在していることから、農用地の環境改善の必要があります。

販売・自給別農家数

(単位：戸)

年	総農家数	販売農家数	自給的農家数
平成12年	882	721	161
平成17年	803	659	144
平成22年	761	584	177
平成27年	693	452	241
令和2年	612	369	243

注：販売農家→経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売額が50万円以上の農家です。

資料：農林業センサス

自給的農家→経営耕地面積が30a未満で、かつ調査期日前1年間における農産物販売額が50万円未満の農家です。

経営耕地面積規模別農家数の推移

(単位：戸)

年	総農家数	1ha未満	1ha以上 2ha未満	2ha以上 3ha未満	3ha以上 5ha未満	5ha以上
平成12年	882	498	250	80	41	13
平成17年	803	438	224	74	50	17
平成22年	761	429	204	65	45	18
平成27年	693	433	141	54	50	15
令和2年	612	411	111	42	37	11

資料：農林業センサス

注：経営耕地→農業経営体が経営している耕地をいい、けい畔を含みます。
自ら所有し耕作している耕地と、他から借りて耕作している耕地の合計です。

種別作付面積（販売農家）

(単位：ha)

年	稲	雑穀類	豆類	野菜類	たばこ	花き類
平成12年	157	5	16	43	251	(+X)
平成17年	103	31	11	56	216	1
平成22年	100	25(+X)	7(+X)	54	222	(+X)
平成27年	124(+X)	62	5	32(+X)	146	(+X)
令和2年	114	38	1(+X)	34	41(+X)	(+X)

資料：農林業センサス

注1：平成12年以降は販売目的で作付けした面積（露地）です。
注2：平成22年のたばこは工芸農作物の面積です。
注3：平成27年は経営体数の作付面積です。
注4：令和2年は個人経営体の作付面積です。
注5：「X」は秘密保護の観点から数値が公表されていません。

(2) 林業

当地域の森林面積は5,173ha（令和2年）で、約87%が民有林となっています。

また、全体の約52%が人工林で、育成段階にある50年生以下の立木が多くを占めており、間伐等の施業が必要なほか、本格的な主伐期を迎えているものにあっては、適切な時期での主伐やその後の植林などの森林整備が必要となっています。

林業経営の主体は、大半が農家・林家ですが、零細な所有規模であることから生産性が低く、単独で経営的林業を営める状況ではありません。

しかしながら、森林は国土の保全、水源のかん養、地球温暖化防止、生物多様性保全、木材生産等の多面的機能を有しており、それらの機能が十分に発揮されるよう、零細な林業経営を支援するとともに、健全な森林資源の形成に向けた森林整備を進めていく必要があります。

(3) 畜産業

当地域の畜産は、養鶏業（肉用鶏）や肉用牛（黒毛和牛）の繁殖経営が主体ですが、高齢化や後継者不足のほか、昨今の飼料高騰により安定した経営が困難な状況にあり、後継者対策や経営安定

化対策等に取り組む必要があります。

また、住宅と畜産施設の混住化の進行と地域住民の生活環境意識の高まりのなかで、環境問題へ適切に対応する必要があります。

(4) 商工業

当地域の商業は、地域に密着した規模の零細な家族経営の小売店がほとんどであり、また、消費行動の多様化により購買力が地域外に流出している状況にあります。高齢者等は、耐久消費財などについて価格や品質の比較ができず、商品購入の選択肢が狭まることから、高齢者等のニーズに対応した事業展開に努めていく必要があります。

また、当地域の工業は、多くが小規模事業所であるものの、地域内の就労機会の拡大と地域振興にとって重要な産業の一つであることから、既存企業の振興と新たな企業の立地促進に努めていく必要があります。

(5) 地場産業

当地域の産業は農林業が中心であり、近年は地域の豊富な農産物を加工し販売しようとする動きが活発化しており、現在では数グループが農産加工品の製造販売を行っています。

また、当地域は古くからそばの産地として知られており、そば処「三稜荘」など様々な場所で手打ちそばを提供しています。平成11年度には、玄そばの乾燥から製粉、製麺までできるそば振興センターを建設し、そばの生産拡大に努めてきましたが、生産量に対応した機械や設備の更新が課題となっています。そばの栽培面積の拡大にあわせ、地域内外への南郷そばのPRと販路拡大を図っていく必要があります。

(6) 企業誘致・創業

当地域では、近年、地域産のぶどうを主原料とするワイン工場や既存建屋を改修した地ビール工場が新たに創業しています。

新たな企業の立地や創業は、地域内の雇用の創出や産業振興につながることから、誘致企業等に対する減価償却の特例などの優遇措置制度を継続する必要があります。

(7) 観光

当地域では、緑に囲まれた豊かな自然資源と東北縦貫自動車道八戸線南郷インターチェンジの立地をいかし、スポーツ・レクリエーションの拠点であるカッコーの森エコーランドやグリーンプラザなんごう（道の駅なんごう）、島守田園空間博物館（朝もやの館）、青葉湖展望交流施設（山の楽校）、市民の森不習岳などの整備や各種交流事業に取り組んでいますが、依然として知名度は低く、誘客に結び付いていない現状にあります。

観光資源の更なる磨き上げとPRの強化、自然、文化、食などの地域資源をいかした魅力ある通年型観光コンテンツの開発に取り組んでいく必要があります。

2 その対策

(1) 農業

農家戸数の著しい減少と高齢化の進行など、当地域農業をめぐる厳しい環境の中で、産業として自立できる農業の確立をめざします。

地産地消を推進するため、産直施設や観光農園等の拡充と直売形態による販路の拡大を図ります。

国営八戸平原総合農地開発事業により造成された農地やかんがい施設の活用により、安定した営農体制づくりを進めます。

「そばの里」南郷にふさわしい特産そばの安定供給を図るため、加工販売などの付加価値の高い地域特産品の開発や流通の多チャンネル化に取り組みます。

グリーン・ツーリズムや観光農業、グリーンプラザなんごう、島守田園空間博物館、青葉湖展望交流施設を活用した都市住民等との交流を基調に新しい需要を創造する農業の展開に取り組みます。

計画的な水路改修等、農業生産活動の維持を通じて耕作放棄を防止し、多面的機能を確保するため、日本型直接支払制度の活用により農地の保全に取り組みます。

新規作物として、ワイン用ぶどうの生産を支援するとともに、八戸産ワインの生産を促進し、ワイン産業の創出による地域経済の活性化を図ります。

農業経営体が農産物の生産に必要な機械設備及び園芸施設等を導入する際は、補助事業等を活用し、支援します。

(2) 林業

木材価格の長期的低迷、林業経営者の減少と高齢化等、林業を取り巻く厳しい環境を踏まえ、林業経営の基盤強化や労働力の確保、県産材の安定供給確保のため、森林施業の集約化、林業における機械化の推進、木材の流通・加工体制の整備等を推進します。

また、森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるため、広葉樹林化、針広混交林化、育成複層林への誘導等の多様な森林整備を推進し、健全な森林資源の維持造成に努めます。

さらに、全国的に松くい虫被害が拡大する中、当地域のアカマツ資源を保全するとともに、その質的充実を図り、有効活用に取り組みます。

(3) 畜産業

畜産農家の高齢化に対応し、省力化に向けた取組を促進するとともに、家畜個体の資質向上や飼養衛生管理の改善による家畜の生産性向上を図るなど、平成27年8月に策定した八戸地域畜産関連産業振興ビジョンに基づき、畜産経営の安定化を図ります。

また、環境問題への適切な対応や家畜防疫対策の促進、畜産物の安全性確保に取り組みます。

(4) 商工業

南郷商工会と連携し、融資制度をはじめとした各種支援制度の活用を促進し、商工業者の経営基盤の強化を図り、商工業の活性化を推進します。

また、産業間・業種間の連携を強化し、地場産品の高付加価値化を促進するとともに、地域内の雇用確保を図るため、優良企業の積極的な誘致を推進します。

(5) 地場産業

当地域の活性化施設として整備したそば振興センター及び島守田園空間博物館の水車小屋で生産されるそば粉やそば麺の販売を通じて、地域内外に「そばの里」南郷をPRし、販路拡大を図ります。また、生産量に対応した機械設備等の更新を図り、安定した生産体制の構築を推進します。

さらに、特産品であるブルーベリー等の農産加工品の販路拡大を図るとともに、ワイン用ぶどうの生産促進及びワイン産業の創出の拡大を図ります。

(6) 企業誘致・創業

地域内に高速道路インターチェンジを有するというメリットをセールスポイントとし、当地域に適した情報発信等に取り組みます。また、地域内の企業活動を支援するため、減価償却の特例などの優遇措置制度を継続します。

(7) 観光

観光需要は、“五感で楽しむ観光”へとシフトしてきていることから、地域の文化や産業を通じた交流機会の提供、特産品や郷土料理の開発など、ソフト面の強化に取り組みます。

また、カッコーの森エコーランドやグリーンプラザなんごう、ジャズの館南郷、島守田園空間博物館、青葉湖展望交流施設、市民の森不習岳等の観光・レクリエーション施設間の相互連携や機能拡充により、観光客の受入体制の充実を図り、当地域の魅力をPRしながら通年型・滞在型観光地域づくりを進めます。

(8) 施設水準の目標

上記(1)から(7)に記載した全ての施設整備に係る目標については、市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画との整合を図り、長寿命化や効率的な管理運営を行うものとします。

3 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(1) 基盤整備 (農業)	ウトウ沢地内排水路改修事業	市	
		上大槻沢地内排水路改修事業	市	
		砂子地内排水路改修事業	市	
		板橋ノ下地内排水路改修事業	市	
		板橋地内排水路改修事業	市	
		土渡地内排水路改修事業	市	

(4) 地場産業の振興 (加工施設)	南郷そば振興センター改修事業	市	
	島守田園空間博物館水車小屋改修事業	市	
(流通販売施設)	朝もやの館直売所改修事業	市	
(9) 観光又はレクリエーション	青葉湖展望交流施設改修事業	市	
	市民の森不習岳整備事業	市	
	道の駅なんごう屋外トイレ改修事業	市	
	グリーンプラザなんごう改修事業	市	
	ジャズの館南郷改修事業	市	
	島守田園空間博物館改修事業	市	
(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 (第1次産業)	そば振興対策事業 (事業内容) 南郷そば生産組合が実施する各種事業に対する補助事業です。 (事業の必要性) そば生産量を確保するため支援策が必要です。 (事業効果) そば生産の安定化及び高品質化が維持されます。	南郷そば 生産組合・市	
	特産そば産地形成奨励金事業 (事業内容) 市内在住の農業者又は当該農業者で組織する団体のうち、地域内の農地の作付けしたそばをコンバインで刈り取った者に対し刈取経費に対する奨励金を刈取面積に応じて交付する事業です。 (事業の必要性) そば生産量を確保するため支援策が必要です。 (事業効果) 刈取経費の軽減が図られます。	市	
	環境保全型農業直接支払交付金事業 (事業内容) 環境保全効果の高い農業に取り組む農家に対する交付金事業です。 (事業の必要性) 農業を守っていくためにも、環境保全と両立させた経営を推奨する施策が必要です。 (事業効果) 農業と密接に関わりのある自然環境の保全に対する意識の向上が図られます。	市	
	中山間地域等直接支払交付金事業 (事業内容) 農業生産条件の不利な中山間地域に対する交付金事業です。 (事業の必要性) 中山間地域に対する支援策が必要です。 (事業効果) 耕作放棄地の防止及び多面的機能が確保できます。	市	

(観光)	除間伐等実施事業 (事業内容) 事業計画に基づき行う除間伐等に要する経費に対する補助事業です (事業の必要性) 林業を維持させるための支援策が必要です。 (事業効果) 産業従事者の組織が連携し合い、森林の機能強化が図られます。	八戸市森林組合及び三八地方森林組合・市	
	観光農園振興事業 (事業内容) 八戸市南郷観光農業振興会の行う観光農園振興事業に対する補助事業です。 (事業の必要性) 事業実施主体の会員農家が減少傾向にあることから支援策が必要です。 (事業効果) 観光農業及び農業所得の向上が図られます。	八戸市南郷観光農業振興会・市	
	南郷地区活性化施設連携交流事業 (事業内容) 森と水のサンクチュアリ連絡協議会(構成団体: なんごうプラザ(株)、山の楽校運営協議会、島守田園空間博物館運営協議会)の3施設を利用した連携事業に対する補助事業です。 (事業の必要性) 地域の主要な観光施設が単体ではなく連携したかたちで地域の魅力を発信するための支援策が必要です。 (事業効果) 施設及びそれを取り巻く豊かな自然環境の魅力が広く周知され、地域内外から継続的に交流人口の増加が図られます。	森と水のサンクチュアリ連絡協議会・市	

4 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
南郷地域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和9年3月31日	

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

当該業種の振興を促進するために行う事業の内容は、前項「2 その対策」及び「3 事業計画」に記載のとおりです。

これらの事業については、市の広域的な施策と関連させ、周辺の町村と連携しながら振興を促進するよう努めます。

5 公共施設等総合管理計画等との整合

市公共施設等総合管理計画では、公共施設等を取り巻く現状と課題を踏まえ、「安全性の確保」、「予防保全の実施と長寿命化」、「有効活用と総量の適正化」、「効率的な管理運営と更新費用の平準化」の

基本方針に基づき、公共施設の適切な運営を実現することとしています。

また、個別施設計画では、施設の維持管理に関する取組として、各施設とも「修繕、設備更新及び改修工事等を計画的に実施することにより、施設の保全及び長寿命化を図る」としています。

本事業計画では、「2 その対策」の「(8) 施設水準の目標」にもあるとおり、市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画との整合を図り、長寿命化や効率的な管理運営を行うとしていることから、本計画は市公共施設等総合管理計画等と整合しています。

第4 地域における情報化

1 現況と問題点

(1) 通信

無線放送については、現在各集落に子局を、屋外拡声の放送の届かない地区には戸別受信機を設置し、災害対策や住民広報等に活用しています。昭和61年に整備された防災行政用無線は老朽化が著しかったことから、平成25年にデジタル方式に更新しています。

また、電波が届かず携帯電話を利用できない地区がありましたが、過疎対策として取り組んだ結果、解消されました。

このような通信施設は、当地域において安心・安全な日常生活を確保するための基盤となるものであることから、適正な施設等の維持管理を継続して行っていく必要があります。

(2) 情報化

高度情報化は近年ますます進展を続けており、その影響は産業経済や市民生活に及ぶ幅広い分野にわたって利便性をもたらすことが全国的に期待されています。当地域では、その基盤となる光ファイバ通信網については整備が完了しており、今後は、施設の適正な維持管理及び利用促進を図る必要があります。

2 その対策

(1) 通信

災害対策や住民広報等の充実を図るため、防災行政用無線の適切な維持管理と効率的な運用に取り組めます。また、インターネットの活用により、日常生活における利便性・安全性の向上を図ります。

(2) 情報化

情報通信技術の活用によって、地理的条件が不利な地域でも均等な行政サービスの享受を可能とするなど、地域格差の是正を含めて、地域情報化を推進するとともに光ファイバ網の適正な維持管理とその利用促進に取り組めます。

第5 交通施設の整備、交通手段の確保

1 現況と問題点

(1) 国道・県道

当地域の道路交通網の骨格を成し、通勤や通学、交流の重要路線である国道340号は、地域内路線延長約10kmが全線にわたって改良舗装済みとなっているものの、一部急カーブや急勾配の区間が残っており、特に降雪期にはスリップ等の懸念があることから、早期に改良する必要があります。

また、当地域内の主要地方道は3路線（延長約19km）、一般県道は2路線（延長約6km）であり、当地域と近隣町村を結んでいます。主要地方道は改良率80%、舗装率100%、一般県道は改良率90%、舗装率100%となっているものの、未改良区間が残っており、また、舗装済区間であっても幅員の狭い区間があることから、改良・舗装整備が必要となっています。

(2) 市道

当地域内の市道延長は約387kmと長いものの、改良率は46.3%、舗装率は51.0%であり、ともに県平均に比べて低い状況になっています。また、約64kmの区間は自動車が通行できない状態となっています。通勤や通学などの当地域の生活道路として、市道の整備が必要となっています。

(3) 農道・林道

幹線農道の整備は国営八戸平原総合農地開発事業の一環として完了していますが、農道の舗装率は35.0%と低く、幅員も狭い状況になっていることから、農産物等の自動車輸送に対応できる農道の整備が課題となっています。

林道の舗装率は10.4%と低く、森林管理のためには林道の整備が課題となっています。

道路整備状況（南郷地域）

令和3年4月

区 分	実延長 (m)	改良延長 (m)	舗装延長 (m)	改良率 (%)	舗装率 (%)
市 道	386,981	179,260	197,356	46.3	51.0
農 道	33,333	—	11,677	—	35.0
林 道	16,106	—	1,672	—	10.4

資料：庁内関係課

(4) 橋りょう

橋りょうは、国道2橋74m、県道5橋183m、市道61橋1,721mとなっています。それらの中には、重車両の通行に支障のある橋や幅員の狭い橋があり、拡幅又は架替えが必要となっています。

(5) 交通の確保

民間路線バスが当地域における幹線的な生活路線として、市野沢地区と市中心部の間を運行しています。また、これに接続する地域内の公共交通手段を確保するため、当市では南郷コミュニティ交

通事業として、平成 17 年 10 月からコミュニティバスを、平成 19 年 1 月からコミュニティタクシーを運行し、市中心部に連絡する路線バスとのアクセス強化を図っています。

当地域と市中心部を結ぶ市ノ沢線は、県が策定した「生活交通確保維持改善計画（3 か年毎の計画）」に指定されており、国・県並びに当市が協調してバス事業者を支援しています。

なお、令和 2 年度まで島守地区と市中心部の間を運行していた荒谷線については、平成 19 年度以降、利用者数の減少により、国及び県の補助要件に該当しなくなったことから、市単独補助により路線を維持していましたが、令和 3 年 3 月末日をもって廃線となりました。

地域住民の足としての路線バスの維持存続については、過疎地域振興の観点から総合的に検討する必要があります。

2 その対策

(1) 国道・県道

当地域と市中心部との交通の安全性と利便性の確保、さらには、地域間交流の促進を図るため、国道 340 号の急カーブや急勾配区間の早期整備を関係機関に対し要請します。

また、当地域を横断する主要地方道名川階上線については、国道 4 号及び 45 号を結び近隣町村からの観光客を誘導する重要な路線であるため、未改良区間や線形改良の必要な区間の早期整備を関係機関に対し要請します。

(2) 市道

当地域内の 1・2 級市道については、道路整備機械等の導入により維持管理を徹底し、通行に支障を来している狭あいな区間や急勾配区間の解消、歩道や付属施設の整備など、計画的な整備を図ります。

また、国道 340 号から、島守田園空間博物館、青葉湖展望交流施設、市民の森不習岳等の観光・レクリエーション施設に観光客を誘導する道路の整備を図ります。

(3) 農道・林道

農林業における生産物等の自動車輸送の増大や、大型機械の利用の進展に対応するため、農道及び林道の整備を図ります。

(4) 橋りょう

鋼橋及びコンクリート橋等については、市道の改良計画及び長寿命化修繕計画に沿って、拡幅改良や維持修繕に取り組みます。

(5) 交通の確保

国・県との協調補助あるいは市単独補助により、当地域と市中心部を結ぶ幹線的生活交通路線の維持・存続を図るとともに、バス事業者と協力しながら、公共交通機関としての路線バスの利便性向上と利用者の増加に取り組みます。

南郷コミュニティ交通事業については、現行の枠組みを継続しつつ、定期的に検証を行いながら

事業の見直しを行うなど、地域内の交通手段として利便性の確保に取り組みます。

(6) 施設水準の目標

上記(1)から(5)に記載した全ての施設整備に係る目標については、市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画との整合を図り、長寿命化や効率的な管理運営を行うものとします。

3 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道 (道路)	砂籠・十文字線 L=2,160m W=10.5m	市	
		頃巻沢・島守線 L=4,300m W=7.0m	市	
		笹子・田ノ沢線 L=1,500m W=7.0m	市	
		赤羽・上相野線 L=1,535m W=7.0m	市	
		鳩田・中小花線 L=1,770m W=7.0m	市	
		人形森・中新田線 L=1,050m W=7.0m	市	
		田代・古里線 L=3,230m W=7.0m	市	
		丑木沢・浜梨子森線（片側歩道） L=500m W=7.0m	市	
		境沢・橋場線 L=600m W=7.0m	市	
		狐森・半堂線 L=700m W=7.0m	市	
		山陣屋環状線 L=370m W=7.0m	市	
		相畑・姉市沢線 L=862m W=7.0m	市	
		黄檗・中学校線 L=202m W=5.0m	市	
		松内場・黄檗線 L=200m W=5.0m	市	
		参勤街道・大森線（歩道） L=1,900m W=2.5m	市	
		三合山・南郷高校線 L=250m W=7.0m	市	
		大森・中渡線 L=800m W=7.0m	市	
		島守・不習線 L=6,900m W=7.0m	市	
島守・堤森線 L=1,936m W=7.0m	市			
市野沢・増田線（増田工区） L=1,900m W=7.0m	市			

	(橋りょう)	相畑・古里線 L=1,500m W=7.0m	市		
		七枚田・高久保線 (路側・舗装) L=170m W=6.0m	市		
		島守・根子久保線 (舗装) L=1,500m W=6.5m	市		
		大平・大森線 (路側・舗装) L=1,000m W=6.5m	市		
		参勤街道・大森線 (舗装) L=1,200m W=8.0m	市		
		阿庄内・目蕪ラ線 (舗装) L=700m W=7.5m	市		
		馬場瀬・山陣屋線 (舗装) L=1,700m W=7.5m	市		
		市道橋りょう長寿命化事業 61 橋	市		
		(その他)	参勤街道・大森線 (防雪柵) L=600m	市	
			島守・是川線 (落石防護柵) L=150m	市	
	(3) 林道	上野坂線舗装 L=2,041m W=4.0m	市		
		安藤線舗装 L=1,668m W=4.0m	市		
		第2安藤線舗装 L=1,656m W=4.0m	市		
		第3安藤線舗装 L=2,136m W=4.0m	市		
湯沢線舗装 L=1,662m W=4.0m		市			
(8) 道路整備機械等	雪寒機械整備 除雪トラック購入事業	市			
	雪寒機械整備 ローター除雪車購入事業	市			
	雪寒機械整備 凍結防止剤散布車購入事業	市			
	定置式凍結防止剤散布装置購入事業	市			
(9) 過疎地域持続的 発展特別事業 (公共交通)	南郷コミュニティ交通事業 (事業内容) 地域内の交通手段を確保するため、コミュニティバス及びコミュニティタクシーの運送事業委託です。 (事業の必要性) 民間路線バスの廃止等により公共交通機関がない地域に対する交通手段の確保が必要です。 (事業効果) 地域内において交通の利便性が図られます。	市			

		<p>公共交通維持確保事業</p> <p>(事業内容)南郷コミュニティ交通に接続する、南郷地域と市中心部を結ぶ幹線的生活交通路線を運行するバス事業者に対する運行維持に係る補助事業です。</p> <p>(事業の必要性) 地域住民の足として、幹線的生活交通路線の維持・存続を図ることが必要です。</p> <p>(事業効果)公共交通における地域の利便性の維持が図られます。</p>	民間事業者・市	
--	--	---	---------	--

4 公共施設等総合管理計画等との整合

市公共施設等総合管理計画では、公共施設等を取り巻く現状と課題を踏まえ、「安全性の確保」、「予防保全の実施と長寿命化」、「有効活用と総量の適正化」、「効率的な管理運営と更新費用の平準化」の基本方針に基づき、公共施設の適切な運営を実現することとしています。

道路については「平成 26 年 11 月に策定した「より強い より元気な より美しい八戸 道路維持の方針」に基づき、まずは、危険な損傷道路の改修を優先して行うとともに、持続可能なサイクルをめざした計画的な改修等を進め、利用者の安全確保と道路ネットワークの維持を図ります。」としています。

橋りょうについては「平成 23 年 4 月に策定した「八戸市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、傷んでから更新するという対症療法的な対応ではなく、傷む前に直してできるだけ長く使うという予防保全的な対応を実施し、利用者の安全確保と道路ネットワークの維持を図ります。」としています。

個別施設計画では、施設の維持管理に関する取組として、各施設とも「修繕、設備更新及び改修工事等を計画的に実施することにより、施設の保全及び長寿命化を図る」としています。

本事業計画では、「2 その対策」の「(6) 施設水準の目標」にもあるとおり、市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画との整合を図り、長寿命化や効率的な管理運営を行うとしていることから、本計画は市公共施設等総合管理計画等と整合しています。

1 現況と問題点

(1) 住宅

当地域では、令和2年度末現在で市営住宅6団地(72戸)を管理していますが、建設から40年を経過している住宅もあり、維持管理を計画的に進める必要があります。

(2) 上水道及び生活排水処理

当地域の上水道は、八戸圏域水道企業団による上水道事業及び3地区の小規模水道により供給されています。市全域での上水道普及率は令和2年度末現在で99.1%に達していますが、今後とも上水道の計画的な整備を進める必要があります。

当地域の生活排水処理については、生活水準の向上に伴う生活雑排水の浄化対策を図る必要があります。また、河川や農業用水などの水質汚濁防止の面からも重要な課題であることから、農業集落排水事業による排水処理施設の整備に取り組んできました。平成5年度に市野沢地区、平成12年度には島守地区の処理が開始され、地域内人口の約43%が接続可能となっています。

しかしながら、令和2年度末の農業集落排水処理施設への接続率は、市野沢地区で75.1%、島守地区で69.5%にとどまっており、接続促進を図っていくことが課題となっています。また、農業集落排水処理区域外では、合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、適正な維持管理の促進を図る必要があります。

(3) 環境衛生

ごみ(一般廃棄物)については、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物及び粗大ごみの区分により収集し、八戸地域広域市町村圏事務組合の八戸清掃工場及び八戸リサイクルプラザにおいて中間処理を、当市の一般廃棄物最終処分場において最終処分を行っています。これまで、ごみの減量化及び循環型社会の形成に係る各種施策を推進し、一定の成果を挙げてきたところではありますが、施設の老朽化による更新時期や最終処分場の埋立完了時期が迫る中、安定したごみ処理システムの構築が喫緊の課題となっています。また、「食品ロス」など今日的課題も踏まえながら、今後も積極的なごみの減量化、再資源化の推進を図る必要があります。

また、し尿については、許可業者が収集を行い、八戸地域広域市町村圏事務組合の八戸環境クリーンセンターで処理を行っています。近年は、農業集落排水処理施設の整備や合併処理浄化槽の普及により、し尿処理量は減少している状況となっていますが、衛生的な生活環境の保全を図るため、今後も汚水処理人口普及率を向上させる必要があります。

(4) 消防・防災

当地域の消防・防災は、常備消防・救急体制として、八戸地域広域市町村圏事務組合八戸消防署南郷分遣所が設置されており、水槽付消防ポンプ自動車と救急車が各1台の計2台が配備されるとともに、消防水利についても、防火水槽の規格40m³以上が141基、消火栓が207基設置されています。地域住民が安心して生活できるよう、今後も計画的に消防・救急体制の整備を図る必要があります。

また、非常備消防については、八戸市消防団南郷分団（6 個分団、20 班、定数 400 名）が組織されており、水槽付き消防ポンプ自動車 2 台、消防ポンプ自動車 4 台、小型動力ポンプ付積載車 14 台の計 20 台が配備されています。消防活動や大規模な自然災害等の中で地域の消防団が、引き続き、安全で的確な行動ができるよう、消防資機材を計画的に更新するとともに、団員の確保を図りながら、常備消防との連携のもとに消防防災体制の充実を図っていく必要があります。

2 その対策

(1) 住宅

市営住宅の長寿命化を図るため、適切な維持管理に取り組みます。

(2) 上水道及び生活排水処理

快適な生活環境の充実を図るため、今後の水需要を的確に把握し、安全で良質な水の供給ができるよう供給体制の強化に努めます。また、災害等においても安定して供給ができるよう、上水道の整備を図ります。

生活排水処理においては、農業集落排水処理施設への接続を促進するとともに、農業集落排水処理区域以外では合併処理浄化槽の普及と適正な維持管理を促進し、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、自然環境の保全と良好な生活環境の形成を図ります。

(3) 環境衛生

脱炭素、資源循環型社会の構築に向けて、地域住民の意識啓発や分別収集の徹底、リサイクル運動の取組などを通じて、ごみの減量化と再資源化を促進します。

また、し尿処理については、汚水処理人口普及率の向上を図るため、引き続き農業集落排水施設への接続及び合併処理浄化槽の設置を促進します。

(4) 消防・防災

八戸地域広域市町村圏事務組合八戸消防署南郷分遣所の消防・救急体制の充実・強化を図るとともに、地域防災計画に基づき、消防団の体制強化、自主防災組織の育成など、地域の防災力を強化し、風水害などのあらゆる災害に強い地域づくりに取り組みます。

(5) 施設水準の目標

上記 (1) から (4) に記載した全ての施設整備に係る目標については、市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画との整合を図り、長寿命化や効率的な管理運営を行うものとしします。

3 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
生活環境の整備	(5) 消防施設	消防ポンプ自動車購入事業	市	
		小型動力ポンプ付積載車購入事業	市	
		防火水槽設置事業	市	
		指揮車購入事業	市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

市公共施設等総合管理計画では、公共施設等を取り巻く現状と課題を踏まえ、「安全性の確保」、「予防保全の実施と長寿命化」、「有効活用と総量の適正化」、「効率的な管理運営と更新費用の平準化」の基本方針に基づき、公共施設の適切な運営を実現することとしています。

また、八戸地域広域市町村圏事務組合の公共施設等総合管理計画においても、市と同様の基本方針を定めており、消防施設については「昭和 50 年から 60 年頃に建設されたものが多く、老朽化が進んでいます。広域各地域における防災活動の拠点施設としての機能を維持するため、耐震化を進めるとともに、計画的な修繕や長寿命化、建替え等を行います。」としています。

また、個別施設計画では、消防施設の維持管理に関する取組として「修繕、設備更新及び改修工事等を計画的に実施することにより、施設の保全及び長寿命化を図る」としています。

本事業計画では、「2 その対策」の「(5) 施設水準の目標」にもあるとおり、市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画との整合を図り、長寿命化や効率的な管理運営を行うとしていることから、本計画は市公共施設等総合管理計画等と整合しています。

1 現況と問題点

(1) 子育て支援

当地域では、平成28年度から保育所1か所（定員：120人）を民営化していますが、民営化後も地域住民ニーズに対応した保育所の保育内容の充実を促進するとともに、少子化の問題や子育て支援の必要性を地域全体の問題として認識し、地域ぐるみで児童の健全育成に取り組む必要があります。

また、当地域には放課後児童クラブが2か所あり、令和3年4月1日時点で70人（南郷学童保育クラブ48人、島守学童保育クラブ22人）が利用しています。今後、核家族化の増加や多様化する保育ニーズ等に対応するため、関係機関において連携を図りながら、児童が安心して過ごせる環境を整える必要があります。

(2) 高齢者福祉

当地域における65歳以上の高齢化率（総人口に占める65歳以上の高齢者の割合）の上昇に伴い、ひとり暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者、認知症高齢者など、何らかの支援を必要とする高齢者も年々増加しています。

令和7年度には、団塊の世代が全て後期高齢者となることから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう、当地域に高齢者支援センターを設置し、高齢者を支援するネットワークの構築促進、地域における高齢者の自立した生活のためのサービス向上を図る必要があります。

一方で、老人福祉センター及びデイサービスセンターについては、平成18年度に指定管理者制度を導入し、効率的な管理・運営に努めているものの、平成6年3月の竣工から27年が経過していることから、施設の老朽化に対応し、適切な維持・管理を行い、長寿命化を図っていく必要があります。

また、高齢者生活福祉施設「勁松館」においても、平成4年3月の竣工から29年が経過し、老朽化が著しいことから、適切な維持・管理を行い長寿命化を図っていく必要があります。

(3) 障がい者福祉

当地域の身体障がい者（児）数は令和2年度末現在で241人であり、そのうち肢体不自由者が132人と55%を占めています。

障がい者の多様なニーズに対応していくためには、障がい者が社会参加しやすい環境づくりがなされ、障がいの有無にかかわらず共に支え合う地域共生社会が形成されるよう適切に支援する必要があります。また、全ての障がい者が住み慣れた土地で自らの望む日常生活や社会生活を送ることができるよう、地域や事業者、行政が一体となって、障がい者支援の充実を図る必要があります。

2 その対策

(1) 子育て支援

児童数が減少する一方で、地域住民の保育ニーズは多様化しているため、地域ぐるみでの健全育成活動、子どもを安心して産み育てられる環境づくりや子育て支援に取り組むとともに、学校と緊密に連携し、放課後に児童が安心して遊べる居場所づくりを推進します。

(2) 高齢者福祉

住み慣れた地域で自立した生活をできるだけ長く続けられるよう、関係団体と連携し運動機能向上や認知症予防を中心とした介護予防教室のほか、三世代交流やほっとサロン等の集いの場を開催し、高齢者の健康づくりや生きがいをづくりに取り組みます。

この介護予防教室や集いの場は、老人福祉センターや公民館等を会場としており、老人福祉センターにはデイサービスセンターも併設されていることから、経年劣化した設備の更新や躯体等の予防保全により施設の長寿命化を図るほか、利用者の利便性の確保及び快適な利用環境の整備を図ります。

また、高齢者福祉施設「勁松館」については、高齢者の居住施設としての活用を検討しており、快適な居住空間の提供のためにも、修繕等を適切に実施し、施設の長寿命化を図ることとします。

(3) 障がい者福祉

障がい者が個性や能力を十分に発揮し、社会の一員として活躍することができる環境づくりを行い、障がい者の社会参加の促進を図ります。

また、不安を解消し、障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざし、利用者の視点に立った障害福祉サービスの提供を図るとともに、外出や就労に対する支援を行い、障がい者の社会参加の促進を図ります。

(4) 施設水準の目標

上記(1)から(3)に記載した全ての施設整備に係る目標については、市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画との整合を図り、長寿命化や効率的な管理運営を行うものとします。

3 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(3) 高齢者福祉施設 （老人福祉センタ ー）	老人福祉施設改修等事業	市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

市公共施設等総合管理計画では、公共施設等を取り巻く現状と課題を踏まえ、「安全性の確保」、「予防保全の実施と長寿命化」、「有効活用と総量の適正化」、「効率的な管理運営と更新費用の平準化」の基本方針に基づき、公共施設の適切な運営を実現することとしています。

また、個別施設計画では、高齢者福祉施設の維持管理に関する取組として「修繕、設備更新及び改修工事等を計画的に実施することにより、施設の保全及び長寿命化を図る」としています。

本事業計画では、「2 その対策」の「(4) 施設水準の目標」にもあるとおり、市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画との整合を図り、長寿命化や効率的な管理運営を行うとしていることから、本計画は市公共施設等総合管理計画等と整合しています。

第 8 医療の確保

1 現況と問題点

当地域の医療施設は、市が運営する国民健康保険南郷診療所（内科・歯科）、並びに民間診療所 1 施設及び民間歯科診療所 2 施設があります。一方、内科及び歯科以外の診療科目や入院を要する場合には、市中心部の医療機関に依存しています。

近年、高齢化の進行等に呼応して、地域住民の医療ニーズも高度化・多様化しており、地域医療体制の充実と市中心部の医療機関との連携強化を図る必要があります。

昭和 57 年度に建設された国民健康保険南郷診療所は、竣工から 38 年が経過し、経年劣化に伴う建築物及び建築設備の老朽化が目立ってきていることから、必要な修繕等を実施する必要があり、また、医療機器についても計画的に更新する必要があります。

2 その対策

国民健康保険南郷診療所の安定的な運営、医療施設及び機器の整備・充実に努めるとともに、市中心部の医療機関との有機的な連携を維持し、1 次医療から高度医療・救急医療に至る地域医療体制の充実を図ります。

また、施設の修繕、設備更新及び改修工事等を計画的に実施することにより、施設の保全及び長寿命化を図ります。

＜施設水準の目標＞

上記に記載した全ての施設整備に係る目標については、市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画との整合を図り、長寿命化や効率的な管理運営を行うものとします。

3 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
医療の確保	(1) 診療施設 （診療所）	南郷診療所医療機器整備事業	市	
		南郷診療所改修事業	市	
	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 （自治体病院）	南郷診療所過疎地域医療対策事業 （事業内容）南郷診療所における医事業務を 委託します。 （事業の必要性）現場の特殊性をよく認識 し、受付、入力業務、会計業務、請求事務、 医療統計出力、医療費請求、在庫管理等の 業務内容を実施できる人材の確保が必要 です。 （事業効果）医療現場の専門性を高め、安全 かつ円滑に医事業務を進めることができま す。	市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

市公共施設等総合管理計画では、公共施設等を取り巻く現状と課題を踏まえ、「安全性の確保」、「予防保全の実施と長寿命化」、「有効活用と総量の適正化」、「効率的な管理運営と更新費用の平準化」の基本方針に基づき、公共施設の適切な運営を実現することとしています。

また、個別施設計画では、診療施設の維持管理に関する取組として「修繕、設備更新及び改修工事等を計画的に実施することにより、施設の保全及び長寿命化を図る」としています。

本事業計画では、前項「2 その対策」の〈施設水準の目標〉にもあるとおり、市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画との整合を図り、長寿命化や効率的な管理運営を行うとしていることから、本計画は市公共施設等総合管理計画等と整合しています。

1 現況と問題点

(1) 学校教育

当地域は、児童・生徒の減少を背景とした学校の適正配置により、平成27年度末に小学校3校を統合して1校に、平成29年度末には小学校1校と中学校1校を閉校しており、令和3年4月1日現在の学校数は、小学校2校、中学校2校となっています。また、一部の学校には複式学級が存在しており、小規模学校における教育水準維持向上に向けた指導の充実が課題となっているほか、地理的環境や地域の実態に合わせた登下校時の子どもたちの安全確保と遠距離からの通学の利便性を高めるため、スクールバス等による交通手段の安定確保が必要です。

さらに、いじめや不登校など、子どもたちが抱える心理面の問題に対応するための相談・支援体制の一層の充実のほか、学校が抱える複雑化・多様化する課題解決に向けた小・中学校の連携強化や地域に開かれた学校づくりの推進など、学校・家庭・地域の連携・協働の充実を図る必要があります。

加えて、近年、記録的な猛暑が続いていることから、児童生徒等の体調維持や熱中症予防に向けた教育環境の改善が急務となっています。

(2) 生涯学習・生涯スポーツ

急速な技術革新や社会の成熟化・国際化など、時代を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中で新たな知識や技術の習得、あるいは自己実現や生きがいくりのため、生涯学習の必要性が高まっています。

このため、地域住民一人ひとりが生涯を通じて学習ニーズに応じて学び、それぞれの知識や経験を発揮して地域づくりに積極的に貢献できるよう、学習機会の提供や情報提供の充実、人材の発掘と活用など、地域住民が生涯学習に関わることができる環境づくりを行う必要があります。

南郷図書館においては、図書館サービスの充実や利便性の向上、利用者の安全確保のため、設備の更新と長寿命化をめざした建物改修や、経年劣化が著しい敷地の法面と駐車場の改修を行う必要があります。

また、余暇時間の増大や健康づくり意識の高まりなどを背景に、スポーツ・レクリエーションを生涯学習の一環として、スポーツを日常化する傾向が高まっています。

今後は、当地域を一体的に捉えたスポーツ団体や指導者等の育成に対する支援を行う必要があります。また、カッコーの森エコーランドにはスポーツ施設が集積し、各種大会に利用されていることから、今後もより利用しやすいスポーツ施設となるよう改修する必要があります。

2 その対策

(1) 学校教育

市教育委員会の学校訪問等により、複式学級も含めた授業の質の向上を支援するとともに、小・中学校ジョイントスクール推進事業を通して小中連携の強化を進めます。また、保護者や地域住民に対して学校教育への参画を促進し、地域密着型教育の更なる充実を図り、地域への学校施設の開

放や情報公開による開かれた学校づくりに取り組みます。さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣などを通じて児童・生徒の心のケアの充実を図りながら、安全・安心で「魅力ある学校づくり」を推進します。

通学面においては、民間委託によりスクールバス等の安定した運行を図るとともに、老朽化した車両の更新など適切な維持管理に取り組みます。

また、記録的な猛暑への対応として、普通教室等への冷房設備の設置を計画的に進め、教育環境の改善を図ります。

(2) 生涯学習・生涯スポーツ

地域住民の多様な生涯学習及び情報提供ニーズに対応するため、利便性に配慮した休日・夜間講座の開催や、公民館等を活用した講座の開催など生涯学習の充実を図ることとし、社会教育施設である南郷公民館・分館及び島守コミュニティセンター、並びに南郷図書館の長寿命化と利用者の安全確保に向けた施設改修に取り組みます。

また、余暇時間の増大や健康づくり意識の高まりに対応し、地域住民の誰もが生涯を通じて気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう、スポーツ施設の改修に取り組むとともに、当市を活動拠点とするスポーツチームの応援活動の促進などにより、スポーツを通じた地域間交流を推進し、生涯スポーツの普及に取り組みます。

(3) 施設水準の目標

上記(1)・(2)に記載した全ての施設整備に係る目標については、市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画との整合を図り、長寿命化や効率的な管理運営を行うものとします。

3 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考	
教育の振興	(1)学校教育関連施設 （校舎）	小中学校空調設備整備事業	市		
	（スクールバス・ポート）	南郷スクールバス更新事業	市		
	(3)集会施設、体育施設等 （公民館）	（集会施設）	南郷公民館改修事業	市	
		（集会施設）	島守コミュニティセンター改修事業	市	
		（集会施設）	集会施設改修等事業	市	
	（体育施設）	南郷体育施設改修事業	市		
	（図書館）	（図書館）	南郷図書館法面及び駐車場補強改修事業	市	
		（図書館）	南郷図書館改修事業	市	

	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 (義務教育)	南郷地区児童生徒通学支援事業 (事業内容) スクールバス運行等の通学支援 業務を委託します。 (事業の必要性) 学校の統廃合により、公共 交通機関がない遠隔地からの児童生徒に 対する交通手段の確保が必要です。 (事業効果) 小中学生の通学を安全かつ円滑 にすることができます。	市	
	(生涯学習・スポー ツ)	市民大学講座 (事業内容) 様々な分野で活躍する講師を迎 え講座を開設する事業です。 (事業の必要性) 幅広い年齢層に対し生涯学 習の機会をつくる必要があります。 (事業効果) 新たな知識や技術を習得するこ とができます。	市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

市公共施設等総合管理計画では、公共施設等を取り巻く現状と課題を踏まえ、「安全性の確保」、「予防保全の実施と長寿命化」、「有効活用と総量の適正化」、「効率的な管理運営と更新費用の平準化」の基本方針に基づき、公共施設の適切な運営を実現することとしています。

学校施設については「老朽化等の状況を把握しながら、適切な維持管理に努めます。また、教育環境の充実を目的とした「八戸市立小・中学校の適正配置に関する基本方針」に基づき、適正配置を進めることとし、その際には、保護者や地域住民との協議を重ね、地域特性を考慮するほか、地域の中核的な施設として、周辺の公共施設との機能集約化などを検討します。」としています。スポーツ施設については「その大半が昭和 60 年代以前に整備されており、老朽化が進んでいることから、適切な維持管理により安全性の確保に努めます。また、損傷箇所等の早期発見に努め、計画的な修繕・改修を行うことで、施設の長寿命化を図ります。」としています。公民館等については、「昭和 50 年代前半に建設されたものが多く、老朽化が進んでいますが、各地区における市民活動の拠点としての特色も踏まえつつ、修繕や長寿命化、建替え等を行います。」としています。

また、個別施設計画では、施設の維持管理に関する取組として、各施設とも「修繕、設備更新及び改修工事等を計画的に実施することにより、施設の保全及び長寿命化を図る」としています。

本事業計画では、「2 その対策」の「(3) 施設水準の目標」にもあるとおり、市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画との整合を図り、長寿命化や効率的な管理運営を行うとしていることから、本計画は市公共施設等総合管理計画等と整合しています。

第10 集落の整備

1 現況と問題点

当地域の集落は、南郷事務所がある市野沢地区と島守市民サービスセンターがある島守地区を中心に、6つの第1次生活圏が存在し、その中に大小30の集落が散在しています。

また、市野沢地区と島守地区を結ぶエリアに、定住促進住宅団地造成事業を活用して宅地分譲が行われており、南郷グリーンタウンが形成されています。

しかしながら、高齢化の進行に伴い、多くの集落において、路線バスの乗り入れがないことや商店がないことなどの課題を抱えています。

2 その対策

今後、更なる人口減少、高齢化が見込まれる中であっても、既存の集落及び住宅団地での生活が維持されるよう、集落間を結ぶ道路整備やコミュニティ交通の運行等、高齢化社会に対応した地域内ネットワークの形成を図ります。

第11 地域文化の振興等

1 現況と問題点

当地域では、南郷サマージャズフェスティバルの開催など、各種の文化芸術活動の促進が図られてきました。今後も、文化芸術の鑑賞機会や活動成果の発表機会の充実に取り組むとともに、地域文化の発信や保存伝承に努め、文化の薫り高い地域づくりを進める必要があります。

また、少子高齢化が進む中、担い手不足が顕在化してきており、文化芸術の人材の育成が課題となっています。

2 その対策

当地域における各施設での文化芸術活動に関する事業として、南郷サマージャズフェスティバル、ジャズの館でのライブ、また南郷文化ホールでの舞台公演やコンサートを継続的に開催するとともに、地域内の文化施設の整備や利用促進を図ります。

また、島守田園空間博物館事業をはじめ、質の高い文化事業の開催や地域に根ざした文化芸術活動、里山文化の継承、伝統芸能の伝承、農家の食文化の発掘などの各種事業を推進します。

<施設水準の目標>

上記に記載した全ての施設整備に係る目標については、市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画との整合を図り、長寿命化や効率的な管理運営を行うものとします。

3 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
地域文化の振 興等	(1)地域文化振興施設等 (地域文化振興施設)	南郷文化ホール改修事業	市	
		南郷歴史民俗資料館改修事業	市	
	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 (地域文化振興)	南郷文化ホール活用促進事業 (事業内容) 専門的知識を有する職員を雇 用、また、舞台芸術公演の充実を図る事業 です。 (事業の必要性) 地域特性をいかした各種企 画を展開していくこと、また、地域住民が 多様な文化芸術に触れる機会をこれまで以 上に創出することが必要です。 (事業効果) 利用者の利便性や満足度の向 上、魅力ある施設の運営を行うことができ ます。	市	
	島守田園空間博物館交流推進対策事業 (事業内容) 協議会が島守地区の自然や文化 等について、他地域との交流及び機会の特 提供場所として積極的に展開する事業に対 する補助事業です。 (事業の必要性) 島守田園空間博物館を拠点 とする島守地区の魅力を広く知ってもら う体制づくりの支援策が必要です。 (事業効果) 地域の自然環境の保全及び地域 文化の保存、地域間交流が図られます。	島守田園 空間博物 館運営協 議会・市		

4 公共施設等総合管理計画等との整合

市公共施設等総合管理計画では、公共施設等を取り巻く現状と課題を踏まえ、「安全性の確保」、「予防保全の実施と長寿命化」、「有効活用と総量の適正化」、「効率的な管理運営と更新費用の平準化」の基本方針に基づき、公共施設の適切な運営を実現することとしています。

また、個別施設計画では、施設の維持管理に関する取組として、各施設とも「修繕、設備更新及び改修工事等を計画的に実施することにより、施設の保全及び長寿命化を図る」としています。

本事業計画では、「2 その対策」の〈施設水準の目標〉にもあるとおり、市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画との整合を図り、長寿命化や効率的な管理運営を行うとしていることから、本計画は市公共施設等総合管理計画等と整合しています。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(10) 過疎地域 持続的発展 特別事業 (第1次産業)	そば振興対策事業 (事業内容)南郷そば生産組合が実施する各種事業に対する補助事業です。 (事業の必要性)そば生産量を確保するため支援策が必要です。 (事業効果)そば生産の安定化及び高品質化が維持されます。	南郷そば 生産組合・ 市	当該事業で得られた効果により、そば生産の基盤が強化され、所得の向上につながることで、新たな人材確保と後継者不足の解消が見込まれることから、地域の持続的発展につながります。
		特産そば産地形成奨励金事業 (事業内容)市内在住の農業者又は当該農業者で組織する団体のうち、地域内の農地の作付けしたそばをコンバインで刈り取った者に対し刈取経費に対する奨励金を刈取面積に応じて交付する事業です。 (事業の必要性)そば生産量を確保するため支援策が必要です。 (事業効果)刈取経費の軽減が図られます。	市	当該事業で得られた効果により、そば生産の基盤が強化され、所得の向上につながることで、新たな人材確保と後継者不足の解消が見込まれることから、地域の持続的発展につながります。
		環境保全型農業直接支払交付金事業 (事業内容)環境保全効果の高い農業に取り組む農家に対する交付金事業です。 (事業の必要性)農業を守っていくためにも、環境保全と両立させた経営を推奨する施策が必要です。 (事業効果)農業と密接に関わりのある自然環境の保全に対する意識の向上が図られます。	市	当該事業で得られた効果により、農業と環境保全を結び付けた経営が実現化され、将来にわたり、農業振興が促されることから、地域の持続的発展につながります。
		中山間地域等直接支払交付金事業 (事業内容)農業生産条件の不利な中山間地域に対する交付金事業です。 (事業の必要性)中山間地域に対する支援策が必要です。 (事業効果)耕作放棄地の防止及び多面的機能が確保できます。	市	当該事業で得られた効果により、中山間における農業が振興され、将来にわたり、農業従事者の減少が改善されることから、地域の持続的発展につながります。

	(観光)	<p>除間伐等実施事業 (事業内容)事業計画に基づき行う除間伐等に要する経費に対する補助事業です。 (事業の必要性)林業を維持させるための支援策が必要です。 (事業効果)産業従事者の組織が連携し合い、森林の機能強化が図られます。</p>	八戸市森林組合及び三八地方森林組合・市	当該事業で得られた効果により、組織の広域化及び間伐材の有効利用が促進され、将来にわたり、林業従事者の減少が改善されることから、地域の持続的発展につながります。
		<p>観光農園振興事業 (事業内容)八戸市南郷観光農業振興会の行う観光農園振興事業に対する補助事業です。 (事業の必要性)事業実施主体の会員農家が減少傾向にあることから支援策が必要です。 (事業効果)観光農業及び農業所得の向上が図られます。</p>	八戸市南郷観光農業振興会・市	当該事業で得られた効果により、観光農園の運営体制が整備され、将来にわたり、地域全体の活性化が促されることから、地域の持続的発展につながります。
		<p>南郷地区活性化施設連携交流事業 (事業内容)森と水のサンクチュアリ連絡協議会(構成団体:なんごうプラザ(株)、山の楽校運営協議会、島守田園空間博物館運営協議会)の3施設を利用した連携事業に対する補助事業です。 (事業の必要性)地域の主要な観光施設が単体ではなく連携したかたちで地域の魅力を発信するための支援策が必要です。 (事業効果)施設及びそれを取り巻く豊かな自然環境の魅力が広く周知され、地域内外から継続的に交流人口の増加が図られます。</p>	森と水のサンクチュアリ連絡協議会・市	当該事業で得られた効果により、施設の連携が強化され、将来にわたり、地域全体の活性化が促されることから、地域の持続的発展につながります。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 (公共交通)	<p>南郷コミュニティ交通事業 (事業内容)地域内の交通手段を確保するため、コミュニティバス及びコミュニティタクシーの運送事業委託です。 (事業の必要性)民間路線バスの廃止等により公共交通機関がない地域に対する交通手段の確保が必要です。 (事業効果)地域内において交通の利便性が図られます。</p>	市	当該事業で得られた効果により、地域の生活基盤が整備され、将来にわたり、高齢者等に対する交通手段の確保や若者の定住促進が図られることから、地域の持続的発展につながります。
		<p>公共交通維持確保事業 (事業内容)南郷コミュニティ交通に接続する、南郷地域と市中心部を結ぶ幹線的生活交通路線を運行するバス事業者に対する運行維持に係る補助事業です。 (事業の必要性)地域住民の足として、幹線的生活交通路線の維持・存続を図ることが必要です。 (事業効果)公共交通における地域の利便性の維持が図られます。</p>	民間事業者・市	当該事業で得られた効果により、地域の生活基盤が整備され、将来にわたり、高齢者等に対する交通手段の確保や若者の定住促進が図られることから、地域の持続的発展につながります。

7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 (自治体病院)	南郷診療所過疎地域医療対策事業 (事業内容) 南郷診療所における医事業務を委託します。 (事業の必要性) 現場の特殊性をよく認識し、受付、入力業務、会計業務、請求事務、医療統計出力、医療費請求、在庫管理等の業務内容を実施できる人材の確保が必要です。 (事業効果) 医療現場の専門性を高め安全かつ円滑に医事業務を進めることができます。	市	当該事業で得られた効果により、地域医療の拠点である当該診療所の安定的な運営が可能となり、地域医療体制の充実が図られることから、地域の持続的発展につながります。
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育) (生涯学習・スポーツ)	南郷地区児童生徒通学支援事業 (事業内容) スクールバス運行等の通学支援業務を委託します。 (事業の必要性) 学校の統廃合により、公共交通機関がない遠隔地からの児童生徒に対する交通手段の確保が必要です。 (事業効果) 小中学生の通学を安全かつ円滑にすることができます。 市民大学講座 (事業内容) 様々な分野で活躍する講師を迎え講座を開設する事業です。 (事業の必要性) 幅広い年齢層に対し生涯学習の機会をつくることが必要です。 (事業効果) 新たな知識や技術を習得することができます。	市	当該事業で得られた効果により、安心して学校生活を過ごせる環境が確立され、将来を担う子供たちの人材育成を図ることができることから、地域の持続的発展につながります。 当該事業で得られた効果により、世代間での知識や技術の共有が可能となり、人材育成が図られ、地域に貢献されるため、地域の持続的発展につながります。
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (地域文化振興)	南郷文化ホール活用促進事業 (事業内容) 専門的知識を有する職員を雇用、また、舞台芸術公演の充実を図る事業です。 (事業の必要性) 地域特性をいかした各種企画を展開していくこと、また、地域住民が多様な文化芸術に触れる機会をこれまで以上に創出することが必要です。 (事業効果) 利用者の利便性や満足度の向上、魅力ある施設の運営を行うことができます。 島守田園空間博物館交流推進対策事業 (事業内容) 協議会が島守地区の自然や文化等について、他地域との交流及び機会の提供場所として積極的に展開する事業に対する補助事業です。 (事業の必要性) 島守田園空間博物館を拠点とする島守地区の魅力を広く知ってもらう体制づくりの支援策が必要です。 (事業効果) 地域の自然環境の保全及び地域文化の保存、地域間交流が図られます。	市	当該事業で得られた効果により、ホールの利用率及び集客力が向上し、地域住民が多様な文化芸術に触れる機会が多くなり、感受性豊かな人材が育成され、地域文化の振興が更に図られることから、地域の持続的発展につながります。 当該事業で得られた効果により、自然の豊かさ・農村風景・伝統文化の保存等に対する意識が高まり、将来にわたり、交流人口の増加が促されることから、地域の持続的発展につながります。